日本政策金融公庫

中小企業事業のご案内

2024

日本政策金融公庫

Contents

2 ごあいさつ

3 日本政策金融公庫の概要

4 中小企業事業の概要

7 中小企業事業の役割と特色
7 民業補完機能の発揮
8 政策性の高い特別貸付の推進等
9 信用補完機能の発揮

11 政策性の発揮
11 セーフティネット機能の発揮
13 災害復興支援
14 新たな事業への取組み支援
15 海外展開企業への支援
18 事業再生に向けた取組み支援
20 事業承継への取組み支援
21 不動産担保や保証人に依存しない融資
22 証券化支援

23 経営課題の解決支援
23 情報提供・外部ネットワークの活用

26 民間金融機関との連携

28 企業成長における中小企業事業の貢献

33 業務のご案内
33 融資業務
39 信用保険業務
41 証券化支援業務

42 実績資料

44 店舗地図

(注)本誌の計数について
1. 単位未満の計数
先数、件数及び金額の単位未満は切り捨てています。
また、比率(%)は原則として表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。
2. 表示方法
単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「—」と表示しています。

ごあいさつ

日本公庫中小企業事業本部は、融資業務と信用保険業務の両輪により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りを支えるセーフティネット機能の役割を担うとともに、成長・発展に資する政策金融支援を行っております。

令和5年度は、これまでコロナ禍で制約を受けていたお客さまへの訪問に積極的に取り組み、経営課題について直接経営者の方々の声に耳を傾けました。

融資業務においては、経済活動が正常化に進む一方で物価高や人手不足などの経営課題がより厳しさを増し、さらに令和6年能登半島地震が発生するなど、変動する地域経済・社会環境の下、お客さまへの資金繰り支援を最優先に取り組んできました。特にコロナ関連融資の返済が本格化する中、お客さまそれぞれの実情を丁寧にお聞きし、財務基盤の強化を図るための資本性ローンの適用や、お客さまの経営改善を支援する仕組みとして構築した「中小企業バリューアップパッケージ」による伴走支援、民間金融機関との連携などを通じ、中小企業・小規模事業者を支援しました。

また、令和6年能登半島地震に関しましては、特別相談窓口の設置や休日相談の実施、支店への応援職員の派遣などを迅速に行い、融資や返済など様々なご相談に対して本支店一丸となって対応しました。

成長分野等への対応につきましては、資金供給等を積極的に行い、お客さまの挑戦や経営課題解決を支援しました。

具体的には、新事業・スタートアップ支援については、政府のスタートアップ育成5か年計画を踏まえ、「スタートアップ支援資金」の限度額を累次拡充するなど、成長に必要となる資金ニーズに積極的に対応しました。さらに、スタートアップとお客さまの商談機会を提供するイベントの開催や、スタートアップを民間金融機関や地方公共団体が開催するイベントに紹介する等、販路開拓や認知度向上の支援にも取り組みました。

海外事業支援については、中小企業基盤整備機構及び日本貿易保険と構築した「海外ビジネス支援パッケージ」に既に110の地域金融機関の参加を得るなど、お客さまの経営課題解決を支援する態勢を整備したほか、クロスボーダーローンやスタンドバイ・クレジット制度、外貨貸付等の多様なメニューにより、お客さまの資金ニーズにきめ細かく対応しました。また、3ヵ所目となる海外駐在員事務所をベトナム(ホーチミン)に開設し、海外現地法人への支援を推進する態勢を強化しました。

事業再生支援については、増大する債務に悩むお客さまからのご相談が増えており、政策金融機関として、中小企業・小規模事業者や民間金融機関などの関係者間の調整において主導的な役割を果たし、資金繰り円滑化のための貸出条件の緩和、中小企業活性化協議会などの外部機関との連携等により、経営改善に取り組むお客さまの再生を進めました。

事業承継支援については、お客さまの事業承継計画の策定を積極的に支援するとともに、自社のみならず、サプライチェーン全体の事業承継にも目を向けることの重要性を意識喚起する「サプライチェーン事業承継」の取組みを推進しました。

こうした取組みの結果、令和5年度の中小企業向け融資業務の貸付実績は1.1兆円、年度末の残高は7.8兆円となりました。

信用保険業務におきましては、コロナ禍の影響により増加した債務の借換需要等に加え、物価高や令和6年能登半島地震等に対応した資金供給円滑化のための「セーフティネット保証」等についての的確な保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰り支援に取り組みました。

また、経営者保証を提供しないことを選択できる信用保証制度に係る保険引受を開始し、積極的な事業展開を支援しました。加えて、全国51の信用保証協会との緊密な連携の下、中小企業・小規模事業者を巡る金融動向の把握に努めるとともに、同協会における創業支援や経営支援・再生支援の強化に資する情報提供等に取り組みました。

こうした取組みの結果、令和5年度の信用保証の保険引受額は9.5兆円となり、年度末の引受残高は36.6兆円となりました。

コロナ禍は落ち着きを見せているものの、お客さまを取り巻く経営環境は常に変化し、経営課題は多様化、複雑化しています。また、自然災害の発生も予断を許しません。こうした中、これからもお客さまからのご相談に親身に寄り添い、資金供給をはじめとして販路開拓、DX化への対応など経営課題の解決に必要な支援を迅速かつ的確に展開していきます。

昨年11月には当事業本部において電子契約を開始し、既に新規契約の約9割はオンラインで締結されています。電子契約は、お客さまの利便性やお客さまサービスの向上のみならず、物理的な接触が困難となる災害時に必要な資金をお届けするためにも有効なものです。政策金融機関としていかなる時にも最善のサービスをベストのタイミングで提供するためには、公庫自身がこうしたDX・デジタル化などの時代や技術の変化をしっかりと見据えることが必要であり、今後も「お客さまを知る」という原点に立ってお客さまの安心と挑戦を支える政策金融を着実に実施してまいります。

株式会社日本政策金融公庫
中小企業事業本部長　**米田　健三**

日本政策金融公庫の概要

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫を前身とする政策金融機関です。

日本政策金融公庫のプロフィール(令和6年3月31日現在)

- ●名　　称：株式会社日本政策金融公庫(略称：「日本公庫」)
- ●設立年月日：平成20年10月1日
- ●根　拠　法：株式会社日本政策金融公庫法
- ●本　　店：東京都千代田区大手町1-9-4
  大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
- ●総　　裁：田中　一穂
- ●資本金等：資本金　11兆7,684億円
  資本準備金　5兆2,841億円
- ●支　店　等：国内　152支店
  海外駐在員事務所　3ヵ所
- ●職　員　数：7,423人(令和6年度予算定員)
- ●総融資残高　26兆1,404億円
  国民生活事業　11兆2,120億円
  農林水産事業　3兆6,852億円
  中小企業事業(融資業務)　7兆8,863億円
  危機対応円滑化業務　3兆2,756億円
  特定事業等促進円滑化業務　810億円
- ●保険引受残高
  中小企業事業(信用保険業務) 36兆6,276億円

基本理念

●政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

●ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。

さらに、継続的な自己改革に取組む自律的な組織を目指す。

総融資実績

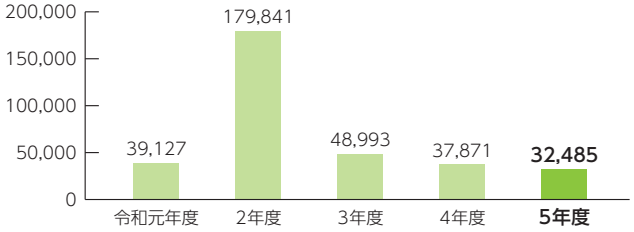

日本政策金融公庫の主な業務

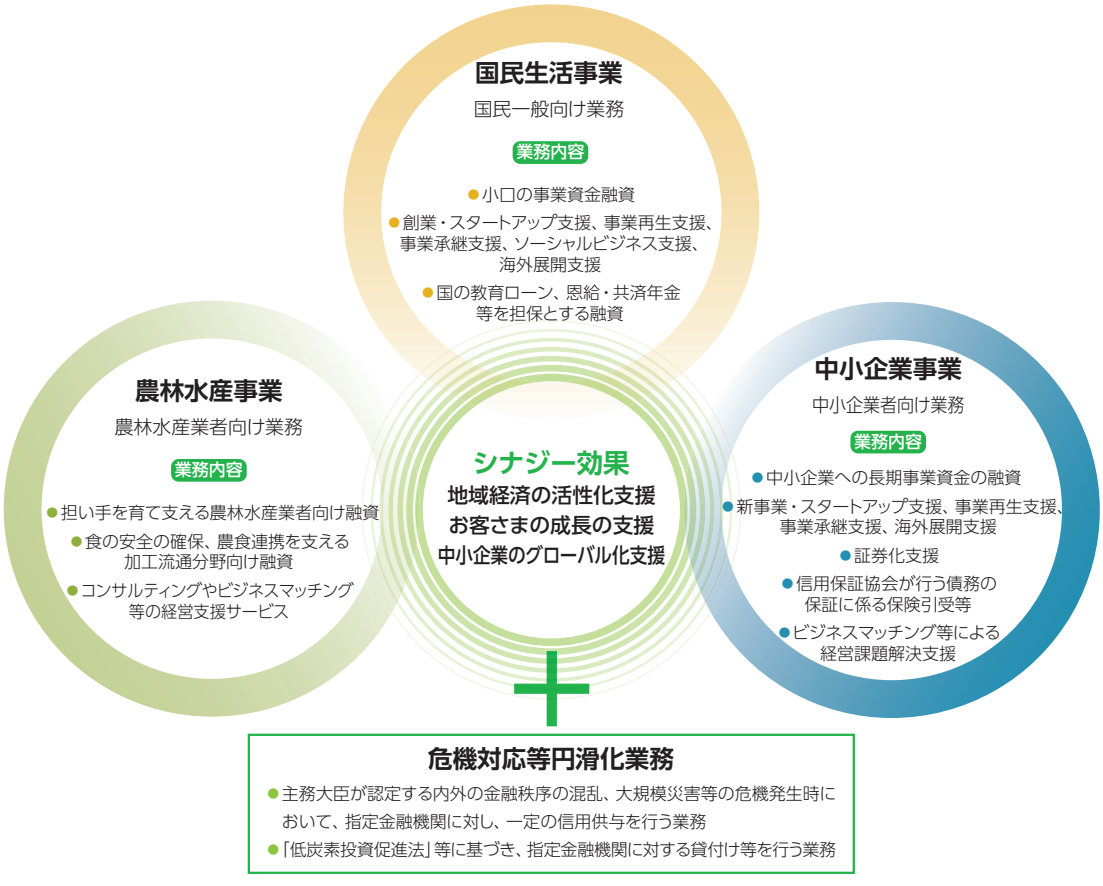

中小企業事業の概要

日本公庫中小企業事業は、昭和28年8月に設立された中小企業金融公庫の業務を引き継いでいます。

当事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の皆さまの成長・発展を金融面や情報提供面から民間金融機関と協調しつつ支援しています。

事業内容

融資業務

中小企業者の皆さまの事業の振興に必要な資金であって、長期固定金利の事業資金を安定的に供給しています。

- 中小企業者に対する貸付
- 中小企業者が発行する社債(新株予約権付)の取得
- 中小企業投資育成株式会社に対する貸付
- 中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化(証券化・自己型)
- 設備貸与機関に対する貸付債権の管理・回収(注)

(注) 設備貸与機関に対する貸付は、平成27年3月30日をもって終了しており、現在は設備貸与機関に対して行った貸付債権の管理及び回収の業務を行っています。

証券化支援業務

中小企業者の皆さまへの無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

令和5年度事業実績

▶融資業務

貸付額…… 1兆1,820億円
　直接貸付…… 1兆1,820億円
　代理貸付…… −円
　投育貸付…… −円
貸付残高…… 7兆8,863億円
　直接貸付…… 7兆8,843億円
　代理貸付…… 20億円
　設備貸与・投育貸付…… −円

▶証券化支援業務

資金供給支援額
　買取型……454億円
資金供給支援残高
　買取型…… 1,029億円
資産担保証券等保有残高
　買取型……202億円
資産担保証券等保証債務残高
　買取型……225億円
貸付債権保証債務残高
　保証型…… 0億円

信用保険業務

中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などに係る債務の保証についての保険の引受けなどを行っています。

- 信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の借入などに係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務(注)

(注) 機械類信用保険は、平成15年度から新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

令和5年度事業実績

▶信用保険業務

保険引受額・貸付額
　中小企業信用保険…… 9兆5,551億円
　信用保証協会に対する貸付、破綻金融機関等関連特別保険等の実績はない
保険引受残高・貸付残高
　中小企業信用保険…… 36兆6,276億円
　破綻金融機関等関連特別保険等…… 0億円
　機械類信用保険に対する引受の残高はない
　信用保証協会に対する貸付の残高はない

●わが国における中小企業・小規模事業者の地位

わが国では、全企業の99%を中小企業・小規模事業者が占め、全従業員の約70%が中小企業・小規模事業者に勤務するなど、中小企業・小規模事業者はわが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在です。

また、新たな産業や商品・サービスの創出など、わが国経済活性化の原動力として、中小企業・小規模事業者の皆さまには大きな期待が寄せられています。

企業数割合

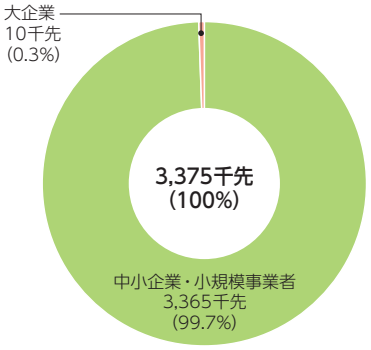

従業員数割合

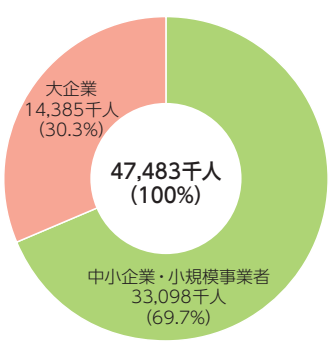

(資料) 中小企業庁『2024年版中小企業白書』
(注) 中小企業庁が総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」を再編加工したもの

中小企業事業の支援先

わが国では、中小企業・小規模事業者は全企業の99%を占め、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支えています。また、一口に中小企業・小規模事業者といっても、多くの従業員を雇用し地域の経済を支えている企業、創業百年を超えるような老舗企業、家族で経営する個人商店など、その規模・態様はさまざまです。

中小企業事業では、これら多様な中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、融資、信用保険、証券化支援といった金融手法を活用しながら、それぞれの企業に見合った形での幅広い支援を行っています。

中小企業・小規模事業者数割合

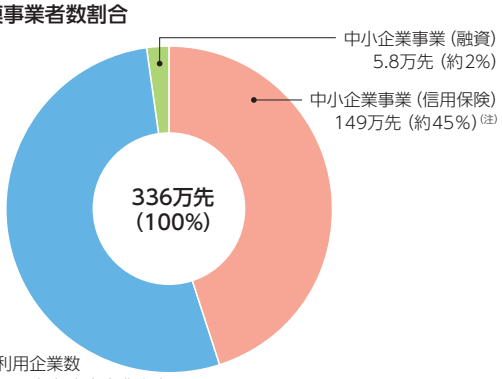

(注) 信用保証制度の利用企業数
(資料) 中小企業庁『2024年版中小企業白書』
(注) 中小企業庁が総務省・経済産業省「令和３年経済センサス-活動調査」を再編加工したもの

中小企業・小規模事業者向け貸付残高

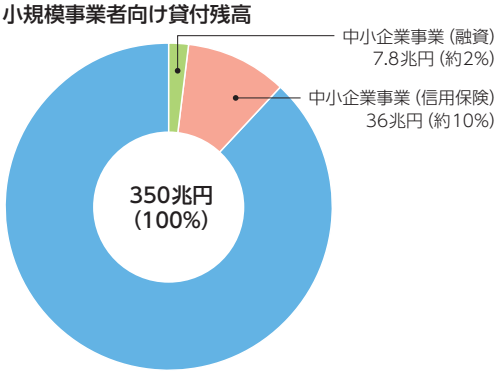

(資料) 日本銀行「現金・預金・貸出金」ほか

中小企業事業は、中小企業・小規模事業者のうち約154万先（約46%）の資金繰りの円滑化に貢献しており、また、中小企業・小規模事業者向け貸付残高のうち約13%を占めています。

●中小企業事業の支援先の特徴

融資業務（直接貸付）

- 利用先数……5.8万先
  令和5年度融資分の平均像
  - 1企業あたりの平均融資金額……97百万円
  - 平均融資期間……9年5ヵ月
  - 平均資本金……41百万円
  - 平均従業員数……74人
- 融資残高の約79%が従業員20人以上、約90%が資本金1,000万円以上の先
- 製造業を中心（令和5年度末融資残高の約39%）に幅広い業種をカバー

信用保険業務

- 利用先数……149万先(注)
  令和5年度保険引受分の平均像
  - 1企業あたりの平均保険引受額……21百万円
  - 平均保険期間……6年3ヵ月
  - 平均従業員数……7人
- 保険引受残高の約75%が従業員20人以下、約73%が資本金1,000万円以下の先
- 幅広い業種をカバー

(注)信用保証制度の利用先数

(注)実績は、令和6年3月31日現在のものです。

中小企業事業のお取引先（直接貸付先）5.8万先の従業員は約356万人（令和6年3月31日現在）に上っており、雇用の維持にも貢献しています。

業種別融資残高構成比（融資業務）（令和5年度末）

業種別保険引受残高構成比（信用保険業務）（令和5年度末）

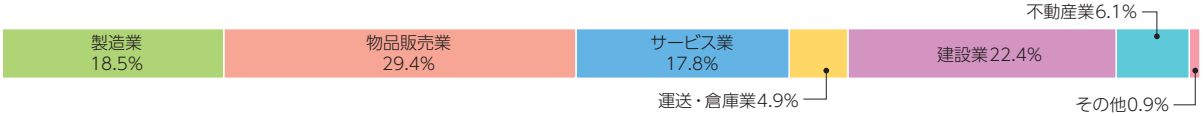

中小企業事業における政策金融の担う役割・支援する分野

わが国の政策金融は、新事業育成、事業再生、事業承継、海外展開など、リスクが高い分野に対して、国の重要な政策に基づいた金融支援を行っています。

中小企業事業は、これらの政策に基づき、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関を補完しながら、金融を通じて中小企業・小規模事業者の成長・発展をサポートするとともに、セーフティネット機能も果たしています。

中小企業事業の役割と特色

民業補完機能の発揮

■長期資金の安定供給により民間金融を質と量で補完しています。

長期資金を専門に取り扱っています

中小企業者が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が不可欠です。

しかし、一般的に中小企業者は大企業と比較して資本市場からの資金調達が困難であるなど、資金調達の手段が限られています。

中小企業事業では、長期資金を専門に取り扱っており、融資の過半が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

中小企業事業は、民間金融機関を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業者の皆さまの長期資金ニーズに応えています。

融資期間別貸出状況（金額構成比）（令和5年度）

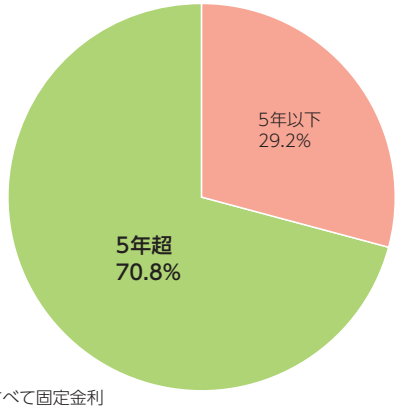

（注）すべて固定金利

事業資金を安定供給

中小企業事業の融資の伸びは、リーマン・ショック後の景気低迷期などには高く、逆に景気回復期には低下しています。
中小企業事業は、民間金融機関を補完するという見地から、中小企業者の皆さまに事業資金を安定的に供給しています。

中小企業者向け貸出残高伸び率（対前年同期比）

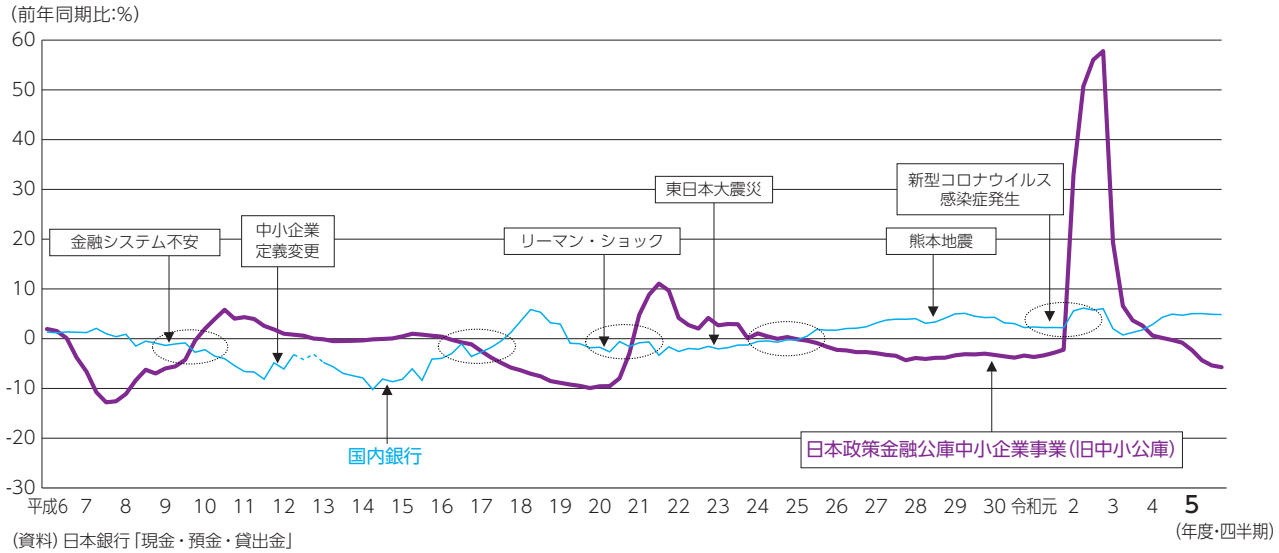

（資料）日本銀行「現金・預金・貸出金」
（注）1　国内銀行は、中小企業向けの事業資金貸出残高の銀行勘定です。
　　2　平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月～平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに日本公庫において試算しています。

政策性の高い特別貸付の推進等

■時代の要請に応じて政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

政策性の高い特別貸付を推進

特別貸付は、新事業、スタートアップ、事業承継、事業再生、海外展開、セーフティネットなどの分野や、地域経済の活性化、環境対策、災害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、政策性の高い分野に対し、資金を供給して政策誘導を行うために設けられているものです。

令和5年度においては、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響を受けた中小企業者の皆さまや、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化で資金繰りに困難をきたしている中小企業者の皆さまに対し、セーフティ機能を機動的に発揮し、全力で支援しました。

融資実績の内訳（令和5年度）

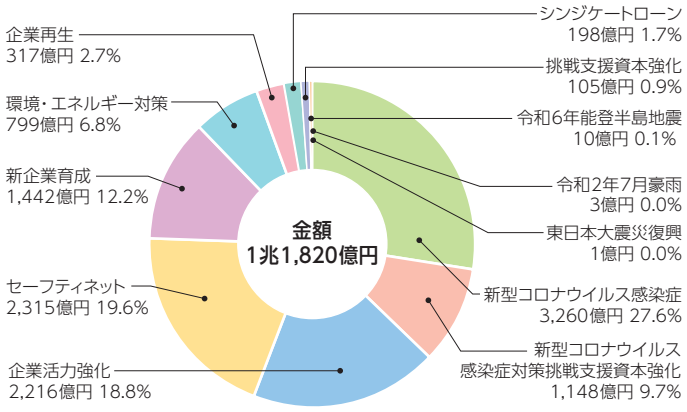

（注）融資には、社債を含みます。総融資実績から投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。また、各融資制度の実績は1億円未満を切り捨てて算出しています。

融資実績の推移

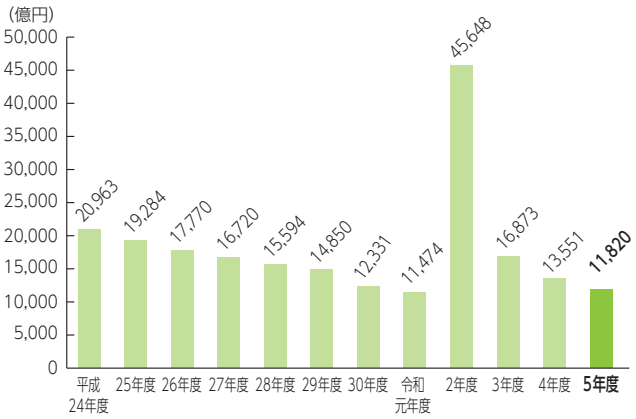

（注）融資には、社債を含みます。総融資実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

●経済・社会の動きと中小企業事業が果たした役割

経済・社会の動き		中小企業事業の果たした役割 ～特別貸付の実績（注）～
昭和39（1964）年　オリンピック東京大会開催	1960～	輸出製造業向け貸付…… 77億円（昭和39年度）
昭和45（1970）年　万国博覧会、大阪で開幕	1970～	近代化促進貸付 …… 355億円（昭和45年度）
昭和60（1985）年　プラザ合意～急激な円高が進行 平成元（1989）年　消費税導入	1980～	国際経済調整対策等特別貸付 … 1,862億円（昭和61年度） 消費税導入円滑化貸付 …… 3,325億円（平成元年度）
平成7（1995）年　阪神・淡路大震災、大災害をもたらす 平成9（1997）年　北海道拓殖銀行、山一證券　破綻	1990～	災害復旧貸付 …… 1,071億円（平成7年度） 金融環境変化対応特別貸付 …… 3,369億円（平成10年度）
平成17（2005）年　ペイオフ全面解禁 平成18（2006）年　ゼロ金利政策の解除 平成19（2007）年　米国のサブプライム問題発生 平成20（2008）年　米リーマン・ブラザーズが経営破綻	2000～	IT活用促進資金…… 1,593億円（平成16年度） 地域活性化・雇用促進資金 …… 2,151億円（平成17年度） 新事業活動促進資金 …… 1,252億円（平成19年度） セーフティネット貸付 …… 9,258億円（平成20年度） 28,186億円（平成21年度）
平成23（2011）年　東日本大震災、大災害をもたらす	2010～	セーフティネット貸付 …… 22,038億円（平成22年度） 東日本大震災復興特別貸付…… 12,155億円（平成23年度）
令和2（2020）年　新型コロナウイルス感染症の影響が拡大	2020～	新型コロナウイルス感染症特別貸付 …… 37,896億円（令和2年度）

（注）貸付制度名は、取扱い終了時又は令和6年4月1日現在のものです。

返済条件緩和に柔軟に対応し、民間金融機関とともに金融円滑化への取組みを推進

中小企業事業では、政策金融機関として、資金繰りにお困りのお客さまのニーズに応じて、既存借入の返済条件の緩和に柔軟に対応しています。また、民間金融機関との連携を深めつつ、内部体制の整備やお客さまへの周知などを徹底し、金融円滑化への取組みを一層推進しています。

信用補完機能の発揮

■信用保証制度と一体となり、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業資金の円滑な調達を支えています。

信用保険制度の役割

中小企業事業は、担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からの借入又は社債の発行などにより事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険を行っています。信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）などに基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などの保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度概略図

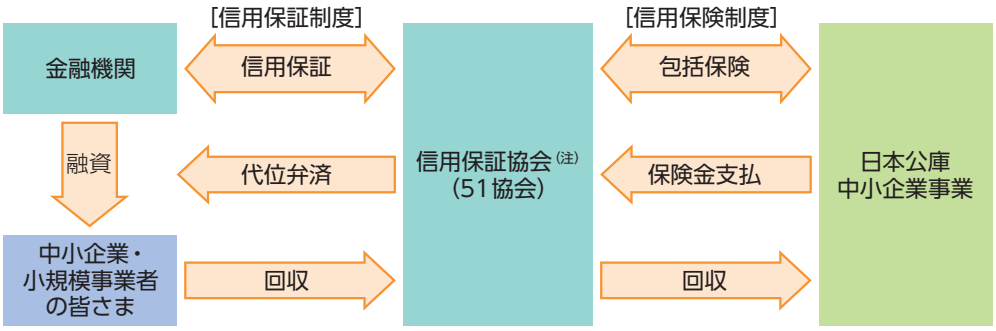

(注) 信用保証協会
信用保証協会法に基づく特殊法人。全国に51協会あり、中小企業者の金融機関からの借入などによる債務について保証を行っており、中小企業者の債務不履行に対し代位弁済を行い、以後中小企業者から回収を行います。政府及び地方公共団体の監督を受けており、地方公共団体からの出捐金と金融機関からの負担金を受け入れています。

中小企業の45%が信用補完制度を利用

令和6年3月末現在、信用保証協会が保証している融資など（保証債務残高）は36兆円で、中小企業向け貸出しの10%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は149万先の中小企業・小規模事業者の皆さまに利用されており、中小企業の45%が信用保証制度を利用して資金調達を行っていることになります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長・発展に貢献しています。

全国51信用保証協会の保証債務残高の推移と保証利用率

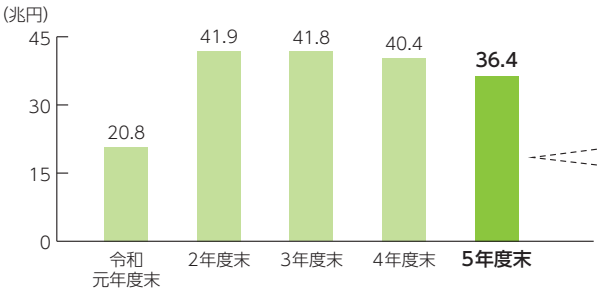

令和5年度 保証利用率(注)

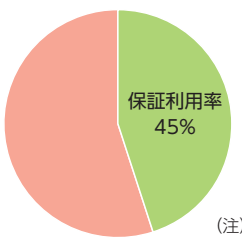

保証利用企業数　149万先
中小企業者数　336万先

(注)保証利用率：保証利用企業数を中小企業者数で除したものです。

(資料) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス−活動調査」を中小企業庁が再編加工ほか

■信用補完制度は、国の経済対策などにおける重要な施策として活用されています。

急激な環境変化に即応したセーフティネット機能を発揮

中小企業事業では、全国の信用保証協会が行う「セーフティネット保証」、「東日本大震災復興緊急保証」等について保険を引き受けることにより、自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境の変化の影響を受け資金繰りに支障をきたしている中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達に貢献しています。

保険引受実績の推移

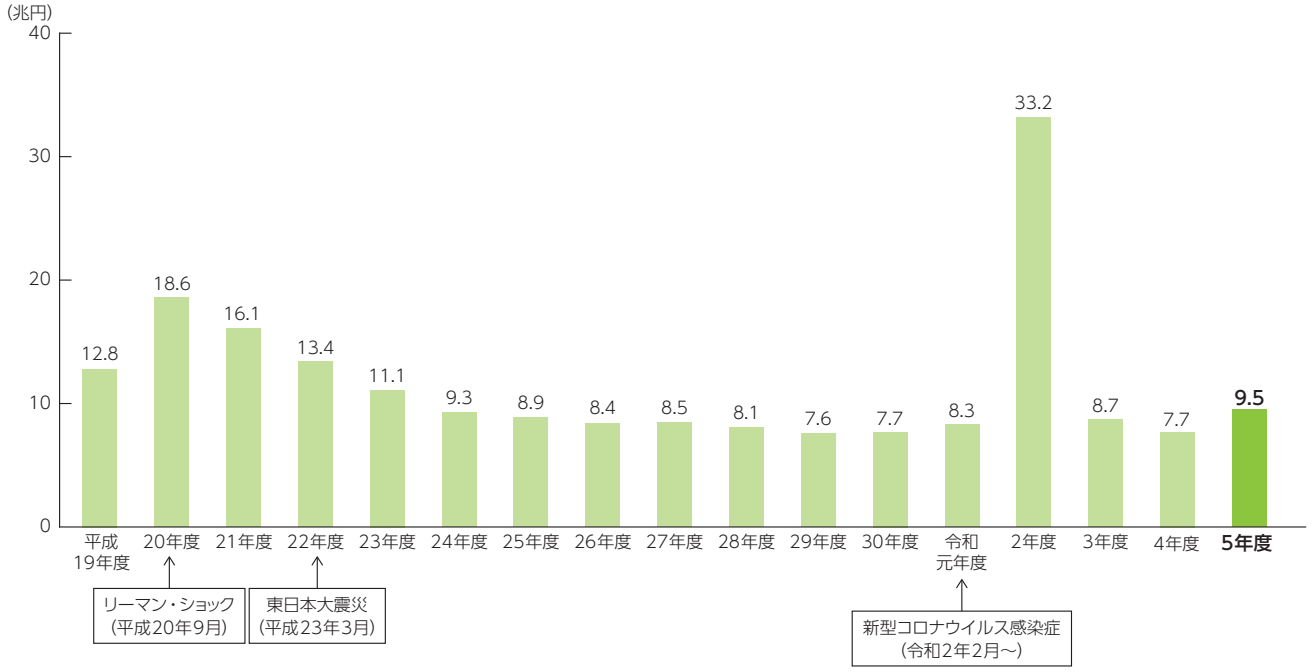

信用補完制度の持続的な運営基盤の確立に向けた保証協会など関係機関との連携強化

中小企業事業では、信用保証協会、経済産業局などへの情報提供や意見交換などを通じ、関係機関との緊密な関係を構築しつつ、健全な制度運営の推進を図っています。

今後も、保険引受リスクの動向を踏まえ、制度の持続的な運営に向けた取組みに係る連携を推進していきます。

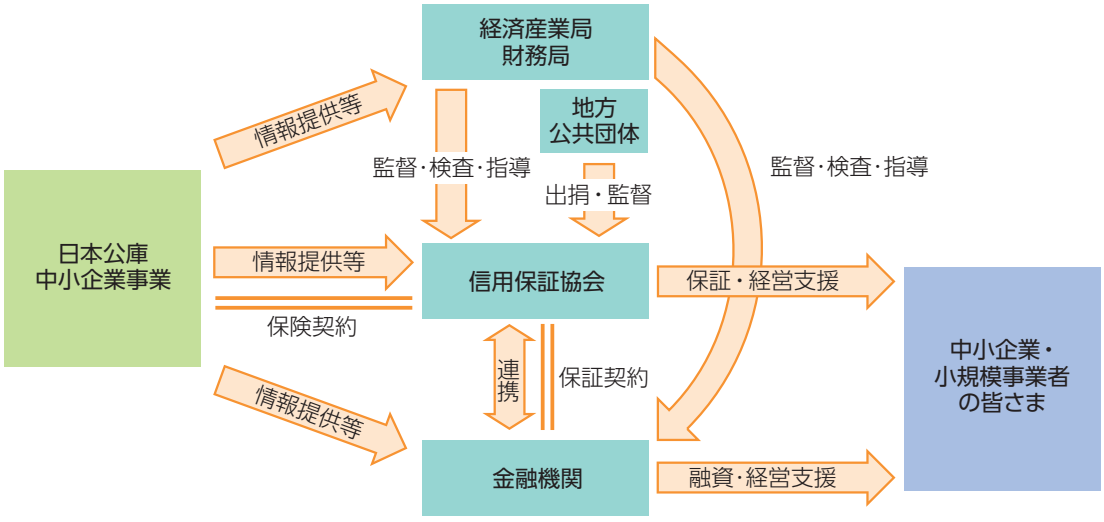

政策性の発揮

セーフティネット機能の発揮

■経営環境や金融環境の変化などに対応し、中小企業者の皆さまの資金繰りを支援しています。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた中小企業者の皆さまからのご相談を承っています

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた中小企業者の皆さまのため、全国66支店に特別相談窓口を設置し、融資や返済に関するご相談を承っています。売上が減少するなど、一定の要件に該当する方々については、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により支援を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化によって財務が毀損した方々については、財務面及び資金繰り面の改善を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」により積極的に支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症関連の融資実績

新型コロナウイルス感染症に関連する融資の実績は、令和6年3月末までの累計で、65,997件、6兆8,461億円となりました。

そのうち、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付の実績は、令和6年3月末までの累計で7,781先、1兆1,012億円となっています。

新型コロナウイルス感染症関連の融資実績

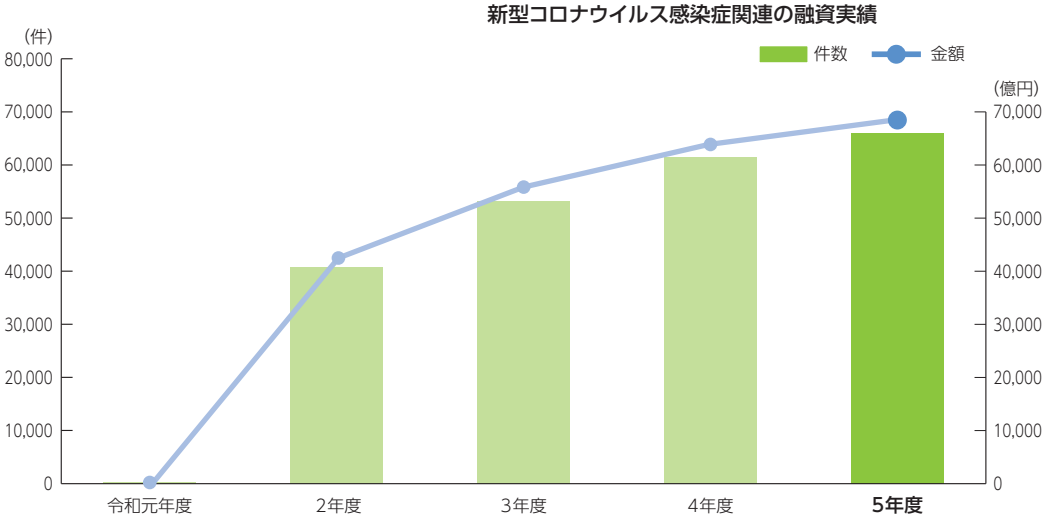

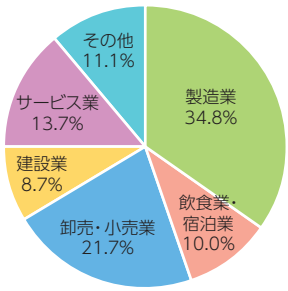

新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付の融資実績

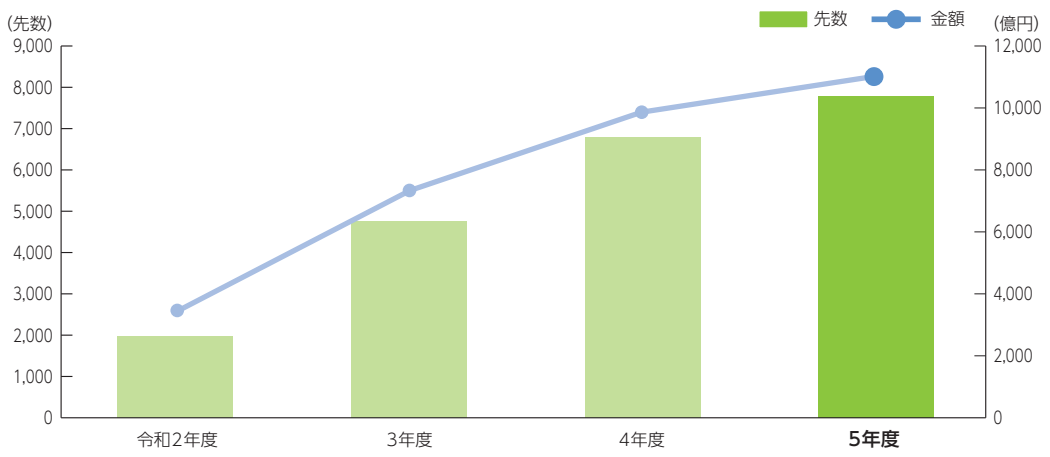

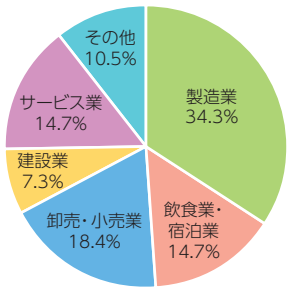

新型コロナウイルス感染症特別貸付(注)

中小企業者の皆さま向けの融資制度「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を令和2年3月17日から実施しています。

本融資制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化をきたしている方を支援するための貸付制度です。

利用対象者	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次の(1)又は(2)のいずれかに当てはまる方であって、かつ、(3)に当てはまる方 (1)　最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比し5%以上減少していること又はこれと同様の状況にあること (2)　債務負担が重くなっていること (3)　中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること	6億円	設備資金20年以内(5年以内) 運転資金20年以内(5年以内)	基準利率 ただし、4億円を限度として融資後3年目までは基準利率−0.5%、4年目以降は基準利率

(注)令和6年4月1日現在の制度概要です。

新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(注1)

中小企業者の皆さま向けの融資制度「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」を令和2年8月3日から実施しています。

本融資制度は、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下にあって、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る方に対し、財務体質強化を図るための資本性資金を供給する貸付制度です。

<table>
<tr><th>利用対象者</th><th>融資限度額</th><th>融資期間(うち据置期間)</th><th>融資利率</th></tr>
<tr><td>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方。ただし、次のいずれかに当てはまる方に限る。
(1)　J-Startupプログラムに選定された方又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けて事業の成長を図る方
(2)　中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含む。)又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う方
(3)　上記(1)及び(2)に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方(注2)</td><td>15億円</td><td>5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか(期限一括償還)</td><td>ご融資後3年間は0.50%。ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、次の2区分の利率が適用されます。ただし、税引後当期純利益額が0円以上であっても、公庫が算出した当面1年間の支払利息の増加予定額を控除した額が0円未満となるときは、「税引後当期純利益額0円未満」に対応する利率が適用されます。
<table>
<tr><th>税引後当期純利益額</th><th>期間5年1ヵ月、7年期間10年</th><th>期間15年</th><th>期間20年</th></tr>
<tr><td>0円以上</td><td>2.60%</td><td>2.70%</td><td>2.95%</td></tr>
<tr><td>0円未満</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

(注1)令和6年4月1日現在の制度概要です。
(注2)民間金融機関等からの協調支援を希望しない方等である場合には、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定する方が対象になります。

ポストコロナを見据えた設備投資を協調融資により支援

株式会社いなとり荘は、海を一望する絶景の客室や浴場が特徴の伊豆稲取温泉「いなとり荘」と、緩やかな渚に隣接しプライベート重視の離れ館も備えた南伊豆弓ヶ浜温泉「季一遊(ときいちゆう)」の2旅館を静岡県で運営しています。地元伊豆の山海の幸を用いた料理や細やかなサービスは宿泊客からも評判で、地域を代表する温泉旅館として高い知名度を有します。

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大によって、一時休館や団体客の減少などの影響を受けましたが、広々とした高級客室は「密」を避けられることもあり個人客からの高い需要を維持していました。そのため、ポストコロナのニーズに対応すべく、「いなとり荘」の客室の一部を高級客室へと改装し個人客の集客を強化することを計画しました。

日本公庫は、設備投資と財務基盤の強化を両立するため、コロナ禍当初からきめ細かいサポートを継続してきたメイン静岡銀行と連携し、新型コロナ対策資本性劣後ローンによる協調融資を実施しました。

改装後の客室は宿泊客から好評を得ており、同社は、さらに追加の客室改装にも取り組んでいます。

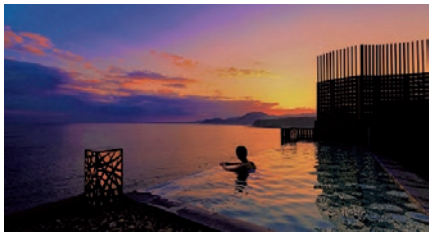

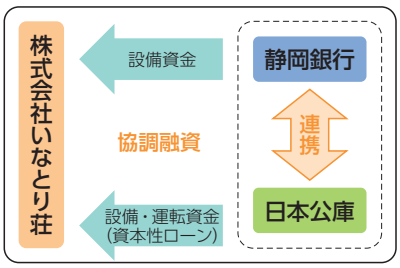

セーフティネット貸付の融資実績

令和5年度は、コロナ禍長期化や物価高の影響により、厳しい状況にある中小企業者の皆さまに対して、円滑な資金供給を行いました。

令和5年度の「セーフティネット貸付（震災セーフティネット及び新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む）」の融資実績は、8,169件（前年度比85.5%）となりました。

セーフティネット貸付の融資実績

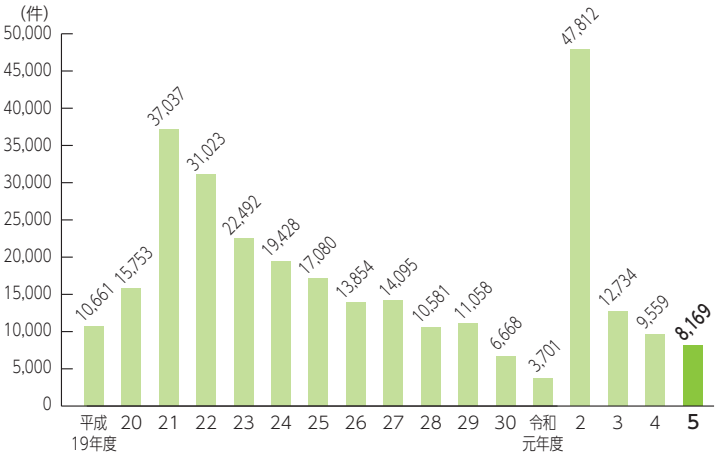

セーフティネット貸付の概要

資金名	ご利用いただける方（概要）	融資限度額	融資期間
経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている方	7億2千万円	運転資金8年以内 設備資金15年以内
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難をきたしている方	3億円	
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産により経営に困難をきたしている方	1億5千万円	運転資金8年以内

●特別相談窓口を設置し、中小企業者の皆さまのご相談に迅速に対応しています。

中小企業事業では、地震、大雨、暴風雪などの災害の発生、大型の企業倒産など不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた中小企業者の皆さまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

現在設置中の特別相談窓口（令和6年4月末現在）

	窓口数	主な窓口名	設置年月
災害関連	8	東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年3月
		令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口	令和6年1月
そ の 他	5	新型コロナウイルスに関する特別相談窓口	令和2年2月
		ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口	令和3年11月

災害復興支援

■災害による被害を受けた中小企業者の皆さまの復旧・事業再開に向け、資金繰りなどの支援をしています。

災害復興支援の融資実績

中小企業事業では、地震や台風などの自然災害により被害を受けた中小企業者の皆さまへの対応として、特別相談窓口を開設するとともに、災害復旧貸付を実施し、復旧・事業再開に向けた支援を行っています。

主な災害復興支援の貸付状況（令和6年3月末までの累計）

発生時期		災害名	主な被災地	貸付実績	
年	月			件数	金額（億円）
平成7	1	阪神・淡路大震災	大阪府、兵庫県	3,906	1,748
平成16	10	中越地震	新潟県	135	37
平成23	3	東日本大震災	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	26,381	17,875
平成28	4	熊本地震	熊本県、大分県	913	515
平成30	5～7	平成30年7月豪雨	岡山県、広島県、愛媛県	80	37
平成30	9	北海道胆振東部地震	北海道	14	3
令和元年	10	令和元年台風第19号、第20号、第21号	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	132	93
令和2年	7	令和2年7月豪雨	山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県	41	22
令和6年	1	令和6年能登半島地震	新潟県、富山県、石川県、福井県	13	10

新たな事業への取組み支援

■新たな事業への取組みを行う中小企業者やスタートアップを積極的に支援しています。

新事業育成資金及びスタートアップ支援資金の融資実績

中小企業事業は、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業者の皆さまを支援する特別貸付「新事業育成資金」及び我が国の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの成長を支援する特別貸付「スタートアップ支援資金」に積極的に取り組んでおり、現行の制度がスタートしてからの累計実績(注)は16,875先、8,222億円にのぼっています(令和6年3月末時点)。

(注)新事業育成資金は平成12年2月から、スタートアップ支援資金は令和5年2月から制度がスタートしています。融資実績には、挑戦支援資本強化特別貸付を含みます。

●新株予約権付融資の利用状況

「新事業育成資金」及び「スタートアップ支援資金」には、株式公開を目指すスタートアップなどを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小企業事業が取得し、必要な資金を供給する「新株予約権付融資」があります。

●資本性ローンの利用状況

資本性ローン(制度名:「挑戦支援資本強化特別貸付(旧挑戦支援資本強化特例制度)」)は、新事業等に取り組む中小企業の財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度で、平成20年4月より取扱いを開始したものです。

本制度は、無担保・無保証人、融資期間5年1ヵ月又は6年から20年までの各年(期限一括償還)で、融資後1年ごとに業績に応じた利率が適用されるほか、本制度による債務の一部は、金融検査上自己資本とみなすことができます。

新事業育成資金及びスタートアップ支援資金

年度	令和3年度	4年度	5年度
融資先数	639先	825先	912先
金額	272億円	432億円	529億円

新事業育成資金及びスタートアップ支援資金のうち、新株予約権付融資

年度	令和3年度	4年度	5年度
融資先数	41先	69先	75先
金額	35億円	75億円	133億円

資本性ローン(新事業型)

年度	令和3年度	4年度	5年度
融資先数	23先	22先	43先
金額	29億円	21億円	63億円

近距離モビリティの開発・製造販売を手掛けるスタートアップを支援し、ラストワンマイルの課題解決に貢献

当社製品「WHILL ModelC2」

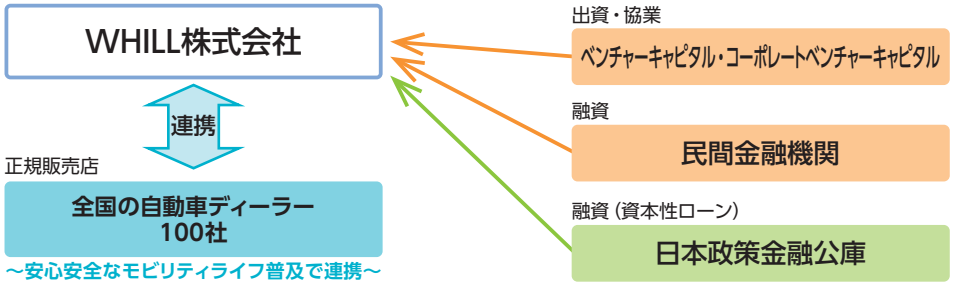

大森支店中小企業事業は、近距離モビリティ「WHILL(ウィル)」の開発・製造販売を手掛けるWHILL株式会社に対して、資本性ローンを適用した融資を実施しました。

「WHILL」は、免許不要で歩行領域を走行できる一人乗りの近距離モビリティで、高いデザイン性や操作性等を備えた自動車でも自転車でもない新しい近距離用の移動手段です。

「すべての人の移動を楽しくスマートにする」をミッションとして、製品化のための資金調達、量産化のための供給体制の整備や部品供給先探し等様々な課題を乗り越え、普及価格帯モデルや安定して長く走ることが可能なスクータータイプのモデル等をリリースしています。これまでに、空港や商業施設等で導入されているほか、近年では、高齢者の移動手段の一つとして「WHILL」に対する注目が高まっており、取扱自動車ディーラー(正規販売店)が全国に拡大しています。

障害の有無や年齢に関わらず、誰もが楽しく安全に乗れる「WHILL」と付随サービスの提供により、既存の交通機関や目的地などとをつなげる、シームレスな移動体験が期待されています。令和4年5月にはWoven Capital(トヨタ自動車の子会社)との資本業務提携を実現し、生産体制のグローバル拡大や空港・病院などでの自動運転サービスの拡大が加速しています。

地域での新たな事業への取組みを支援

中小企業事業は全国39拠点に「新事業・スタートアップ支援推進担当」を設置しています。民間金融機関、ベンチャーキャピタル、大学などの外部機関との連携を強化することで、地域で新事業に取り組む中小企業者及びスタートアップの皆さまへの支援を積極的に推進していきます。

海外展開企業への支援

海外展開への取組みを支援

中小企業事業では、10,151先のお取引先現地法人等が海外で活躍しており、中小企業者の皆さまの海外展開を支援する海外展開・事業再編資金、スタンドバイ・クレジット制度による資金調達支援に取り組んでいます。また海外展開しているお取引先の多い全国36拠点に「海外事業支援推進担当」を設置するなどサポート体制を構築しています。

中小企業事業のお取引先現地法人等の先数
(令和6年3月末)

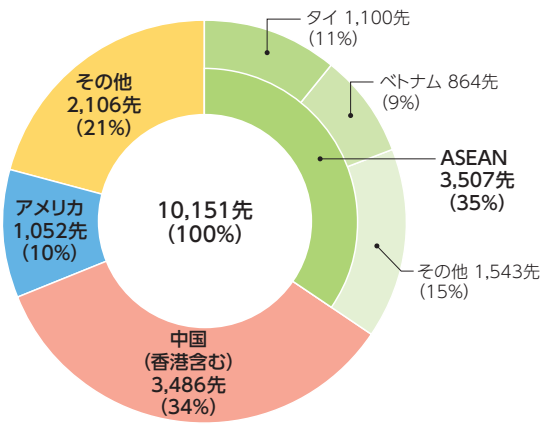

海外展開関連制度の実績

●「海外展開・事業再編資金」の利用状況

令和5年度の「海外展開・事業再編資金」の融資実績は570先、486億円となりました。そのうち「クロスボーダーローン」(海外現地法人に対する直接融資)の融資実績は93先(68億円)となりました。

●スタンドバイ・クレジット制度の利用状況

令和5年度のスタンドバイ・クレジット制度の利用実績は、タイ、中国、韓国、インドネシア、台湾、フィリピン及びベトナムの提携金融機関に対して信用状を発行し、73先となりました。

海外展開関連制度の実績推移

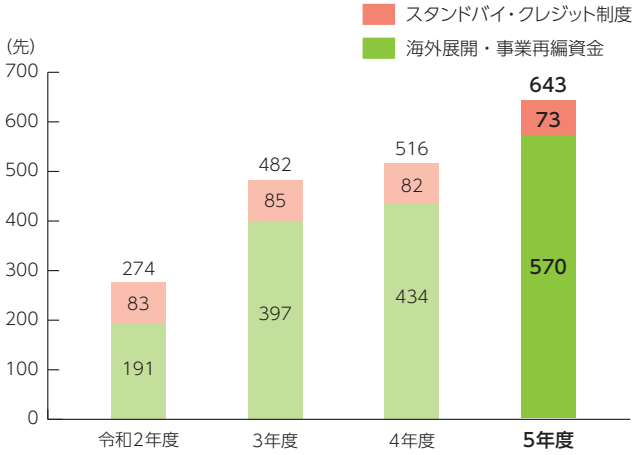

クロスボーダーローンについて

クロスボーダーローンは、経済の構造的変化等に適応するために、国内親会社(中小企業者等)と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人に対して、日本公庫が直接融資する制度です。ご利用いただける国・地域は、タイ、ベトナム、香港、シンガポール又はフィリピンとなっています。

クロスボーダーローンのスキーム図

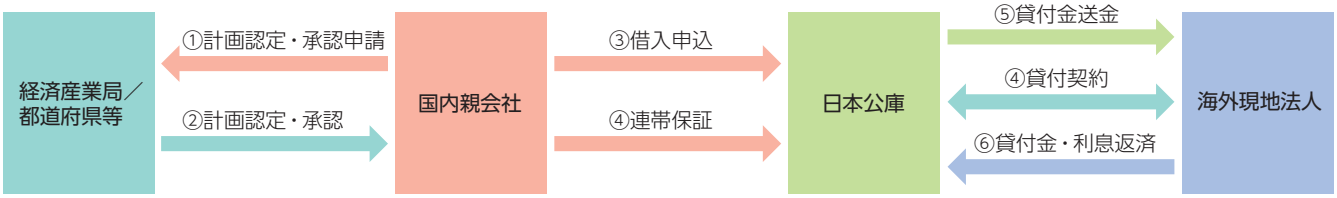

クロスボーダーローンを適用し、ベトナム進出企業の事業拡大を支援

阿倍野支店中小企業事業は、各種プラント設備の製作・据付工事を手掛ける株式会社ソルテック工業のベトナム現地法人であるSOLTEC VIETNAM COMPANYに対してクロスボーダーローンを適用しました。

平成22年に設立された同社は、設計から製造・据付工事までを一貫して対応可能なことに加え、ベトナムにおいて日本の品質基準に準じた品質管理や納期遵守を徹底した結果、大手の現地取引先の獲得や日本向けのプラント設備の加工も手掛けるなど、着実に事業を拡大しています。

本件は、主力取引行である南都銀行と連携し、現地法人に対して事業拡大のための運転資金を協調融資にて支援しました。

なお、クロスボーダーローンの導入により、国内親会社のバランスシートのスリム化や長期安定資金の調達による現地法人の資金繰り安定化などの効果が見込まれます。

スタンドバイ・クレジット制度について

スタンドバイ・クレジット制度は、国内親会社（中小企業者等）と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人等が、日本公庫の提携金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために日本公庫がスタンドバイ・クレジット（信用状）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。提携金融機関はアジアを中心に、令和6年3月末時点で15行となっています。

スタンドバイ・クレジット制度のスキーム図

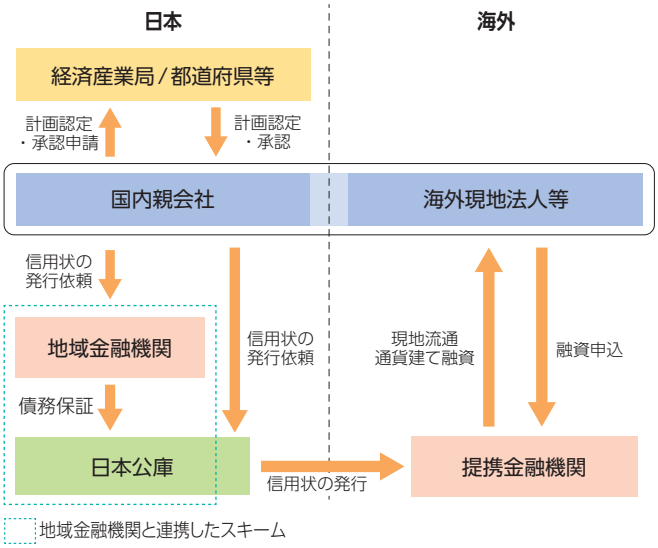

提携金融機関（令和6年3月末現在）

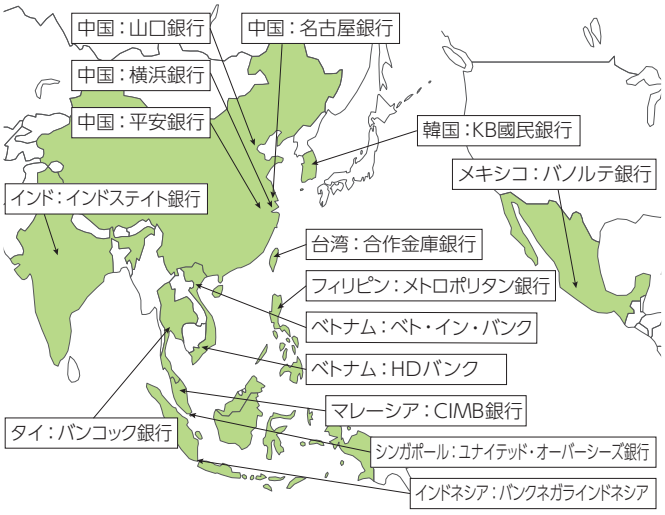

国内地域金融機関との業務連携

中小企業事業では、より多くの中小企業者の皆さまにスタンドバイ・クレジット制度を利用いただけるよう、平成25年度から全国各地の地域金融機関と連携したスキームを構築しています。当該連携スキームにより、中小企業者の皆さまにとっては、日常取引のある地域金融機関を窓口に手続きができ、また地域金融機関にとっては日本公庫の海外ネットワークを制度インフラとして活用できるといったメリットがあります。

令和6年3月末時点で、全国62の地域金融機関と連携しており、制度開始以降延べ62先に対して、本連携スキームによる信用状を発行しました。

業務連携を行っている地域金融機関（令和6年3月末現在、掲載は五十音順）

・愛知銀行	・紀陽銀行	・第四北越銀行	・姫路信用金庫
・秋田銀行	・京都信用金庫	・但馬銀行	・百十四銀行
・阿波銀行	・京都中央信用金庫	・中京銀行	・福井銀行
・伊予銀行	・きらぼし銀行	・筑波銀行	・福井信用金庫
・愛媛銀行	・桑名三重信用金庫	・東濃信用金庫	・福岡銀行
・遠州信用金庫	・西京銀行	・東和銀行	・福島銀行
・大分銀行	・佐賀銀行	・徳島大正銀行	・富士信用金庫
・大垣共立銀行	・三十三銀行	・栃木銀行	・富士宮信用金庫
・大垣西濃信用金庫	・三条信用金庫	・鳥取銀行	・碧海信用金庫
・大阪シティ信用金庫	・しずおか焼津信用金庫	・トマト銀行	・三島信用金庫
・大阪信用金庫	・島田掛川信用金庫	・富山信用金庫	・みなと銀行
・香川銀行	・島根銀行	・長野銀行	・山形銀行
・関西みらい銀行	・十八親和銀行	・長野県信用組合	・横浜銀行
・北伊勢上野信用金庫	・静清信用金庫	・長野信用金庫	・横浜信用金庫
・北日本銀行	・瀬戸信用金庫	・名古屋銀行	
・岐阜信用金庫	・大光銀行	・沼津信用金庫	

タイにおける事業拡大をスタンドバイ・クレジット制度で支援

プロニクス株式会社は精密部品等のプラスチック成型加工業者で、取引先の海外進出に対応するため、タイ及びベトナムに現地法人を設立し、取引先現地法人等、現地日系企業を中心に低コストかつ高品質の製品を供給しています。

タイ法人では、当初の金型製造に加え、射出成型機を導入してプラスチック成型加工業務に事業を拡大、製品の多様化を図っています。

中小企業事業はスタンドバイ・クレジット制度の連携スキームにより、京都信用金庫と連携してバンコック銀行に対し信用状を発行し、タイ法人のタイバーツでの資金調達を支援しました。

海外ビジネス支援パッケージ

海外への販路開拓・拡大を図る中小企業者に対して切れ目ない支援を行うため、中小企業基盤整備機構(中小機構)及び日本貿易保険(NEXI)と「海外ビジネス支援パッケージ」を構築しています。

海外展開に関する課題を抱える中小企業者に対して、3機関が連携し、ビジネスマッチングなどによる海外販売強化支援等を実施しています。

また、本スキームには、令和6年3月末時点で全国110の地域金融機関が参加し、各地域において、中小企業者の海外展開を支援しています。

海外ビジネス支援パッケージのスキーム図

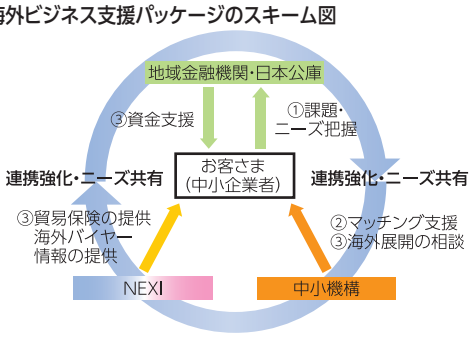

海外駐在員事務所における支援

中小企業事業では、中小企業者の海外現地法人の経営課題解決支援やネットワーク構築の場として、交流会やビジネス商談会を開催しています。また、令和5年11月、ASEAN地域での更なる海外展開支援・情報収集の強化を目的に、ベトナム(ホーチミン市)に、ホーチミン駐在員事務所を開所しました。

●ホーチミン駐在員事務所の開所式

令和6年1月、ベトナム(ホーチミン市)において、ホーチミン駐在員事務所の開所式を開催しました。お取引先現地法人、在ベトナム日本国大使館等の日系関係機関、日系金融機関等から約150名が参加し、ホーチミン駐在員事務所の開所を広く周知することができました。

海外駐在員事務所の業務区域

名称	設置時期	業務区域
上海駐在員事務所	平成23年9月	中国(香港、マカオ及び台湾を含む)、韓国及びモンゴル
バンコク駐在員事務所	平成20年10月	タイ、マレーシア、シンガポール、ミャンマー、ブルネイ、インド及びバングラデシュ
ホーチミン駐在員事務所	令和5年11月	ベトナム、インドネシア、フィリピン、カンボジア及びラオス

ホーチミン駐在員事務所入居ビル

開所式(写真撮影)の様子

開所式(講演会)の様子

●第15回日タイビジネス商談会

令和5年11月、タイ・バンコクにおいて日系企業とローカル企業の取引拡大を目的に、盤谷日本人商工会議所等との共催、日系地域金融機関38機関等の協力を得て、「第15回日タイビジネス商談会」を開催しました。172社(日系146社、ローカル26社)が参加し、266件の商談が組まれました。参加者からは「通常の営業活動では会えないようなバイヤーと面談できた。前向きな反応を得ており、継続してアプローチしたい」などの感想を得られ、販路拡大のきっかけなどを提供することができました。

日タイビジネス商談会の様子

●中国オンライン商談会

令和6年1月、日系地域金融機関等14機関との共催で、中国全域の日系企業を対象とした「中国オンライン商談会」を4日間にわたって開催しました。延べ81社(バイヤー25社、サプライヤー56社)が参加し、102件の商談が行われました。参加者からは「当社近隣には取引可能な業者が無かったが、今回の商談会にて広域かつ複数の企業と商談を行い、取引候補先を見つけることができた」などの感想を得られ、満足度の高い商談会となりました。

海外の中小企業支援機関との連携

●ACSIC加盟機関との連携

中小企業事業は、韓国信用保証基金、インドネシア信用保険公社、タイ信用保証公社など17機関が加盟するACSIC(アジア中小企業信用補完制度実施機関連合)に加盟しており、毎年開催される会議に参加し、信用補完制度実施機関との相互交流を積極的に図っています。

令和5年8月、「持続可能な発展のためのグリーンファイナンスの促進」のテーマの下、モンゴル(ウランバートル)にてモンゴル信用保証基金の主催により開催されました。

第35回 ACSIC会議(モンゴル)

事業再生に向けた取組み支援

■中小企業者の皆さまの事業再生に向けた取組みを資本性ローンなどを活用して積極的に支援しています。

企業再生貸付の融資実績

中小企業事業は、事業の再生や経営再建に取り組む中小企業者の皆さまを支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでいます。

企業再生貸付

年度	令和3年度	4年度	5年度
融資先数	195先	349先	497先
金額	280億円	380億円	452億円

資本性ローン(再生型)

年度	令和3年度	4年度	5年度
融資先数	17先	21先	50先
金額	22億円	28億円	42億円

「シンジケートローン特別貸付(旧シンジケートローン特例制度)」の概要

中小企業事業では、経営改善等に取り組む中小企業者の皆さまを対象として、民間金融機関と連携し、「シンジケートローン特別貸付(旧シンジケートローン特例制度)」を活用した支援に取り組んでいます。令和5年4月に、令和4年度までの事業再生分野に加え、新規事業や環境対策等に取り組む中小企業者にも貸付対象を拡充しました。令和5年度の参加実績は、87件、275億円(うち事業再生分野は44件、81億円)となりました。

【シンジケートローン特別貸付の概要】

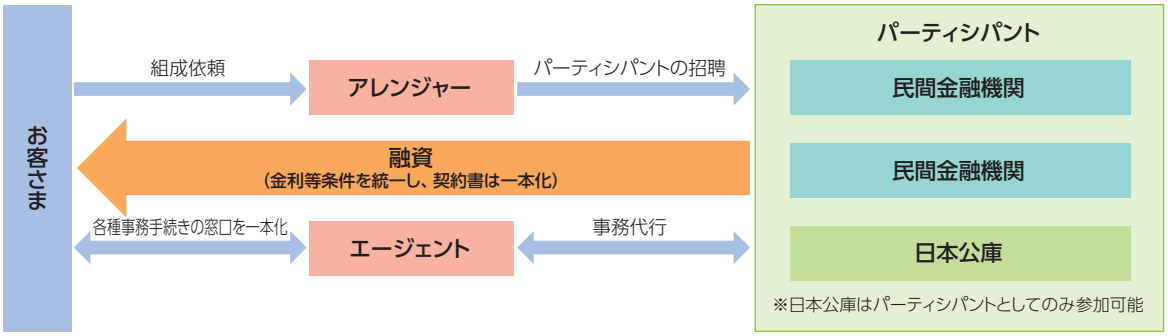

(注) シンジケートローンとは、借入人に対し、複数の貸付人(銀行等)が同一契約書に基づき共通の条件で行う貸付をいいます。

公的再生支援機関との連携実績

全国の中小企業活性化協議会が令和5年12月末までに再生計画策定支援を完了した25,330先のうち、中小企業事業は2割を超える6,089先の支援に関与しました(令和5年12月末時点の累計実績)。

中小企業活性化協議会の再生計画策定支援完了後案件数(累計)	日本公庫中小企業事業が支援に関与した案件数(累計) 令和5年度
25,330先	6,089先(24.0%)

(注)令和5年12月末時点

公的再生支援機関・民間金融機関と連携して新規融資(資本性ローン(再生型))を実施

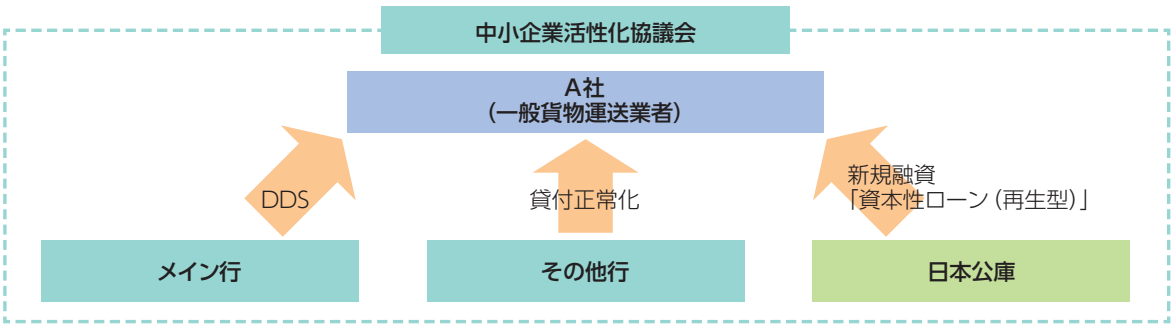

中小企業事業は、中小企業活性化協議会が再生計画の策定支援を行っていたA社に対して、資本性ローン(再生型)を適用し、融資を実施しました。

本件では、メイン行が抜本再生支援(DDS)・その他の取引行は貸付による条件変更□の正常化を行うタイミングで、それまで未取引であった再生企業に対して、再生計画実施に必要な資金として資本性ローンによる新規融資を実施しました。資本性ローンを実施したことで財務基盤強化や資金繰りの安定化につながり、同社の再生を支援しました。

中小企業事業は、今後とも中小企業者の皆さまの事業再生を積極的に支援していきます。

再生支援の実績

		(a) 令和4年度実績	(b) 5年度実績	(b)÷(a) 前年同期比
貸出条件緩和先に対する支援		644先	408先	63%
(1)貸付対応による支援(注1)		105先	45先	43%
(2)金融支援手法活用による再生支援	DDS(注2)等による抜本再生	56先	82先	146%
	条件変更等による再生	483先	281先	58%
経営改善計画策定支援(顧客企業による主体的な策定の支援)		1,433先	1,300先	91%

(注1)貸出条件緩和先に対するコロナ関連融資等を含む。
(注2)債権の一部を金融検査上自己資本とみなせる資本的劣後ローンに転換し、債務超過解消を図る金融支援手法。

公的再生支援機関・民間金融機関と連携して貸出条件緩和先に対する新規融資(コロナ関連融資)を実施

中小企業事業では、地場の産業や雇用を支えながらも、コロナ禍の影響を受けているB社(結婚式場)に対し、中小企業活性化協議会関与の下、地元金融機関とともに踏み込んだコロナ関連の新規融資を実施しました。

本件では、新たに策定された再生計画(管理体制強化策等)の内容を評価し、事業継続に必要な資金として地元金融機関等と協調し経営改善の途上にある同社に対して、既存債権の貸出条件を緩和しながら、コロナ関連の新規融資を実施し資金繰りの安定化に繋げました。

今後は、同協議会関与の下、各金融機関と連携して計画の進捗状況をフォローしていきます。

【支援スキームの概要】

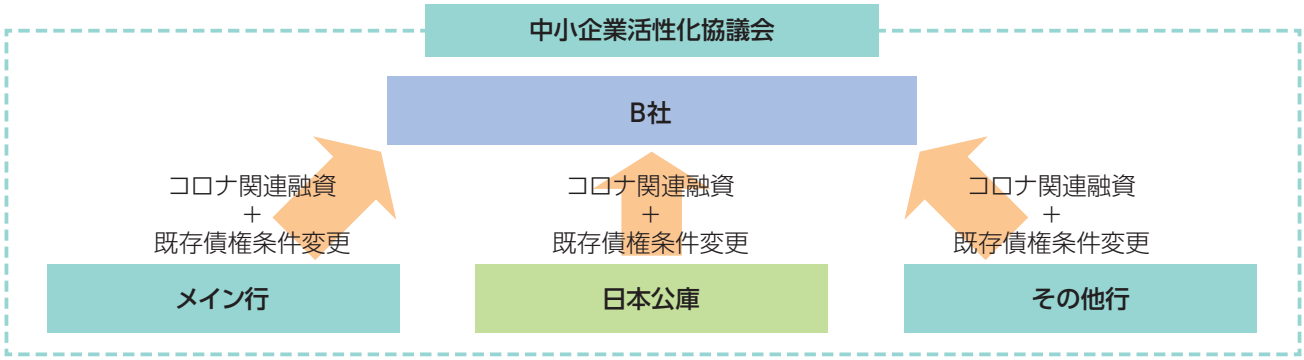

スポンサー等と協働し第二会社方式による事業再生支援を実施

中小企業活性化協議会の関与下で事業再生に取り組んでいるC社(自動車部品製造業者)に対して、第二会社方式による実質的な債権放棄を伴う事業再生支援に取り組みました。

今回の取組みは、再生スキームの構築においてメイン行と日本公庫が連携し、財務スポンサー(再生ファンド)に出資を打診するとともに、事業スポンサー候補の選定等に積極的に関与することで、抜本的な再生計画の成立に繋げました。

【支援スキームの概要】

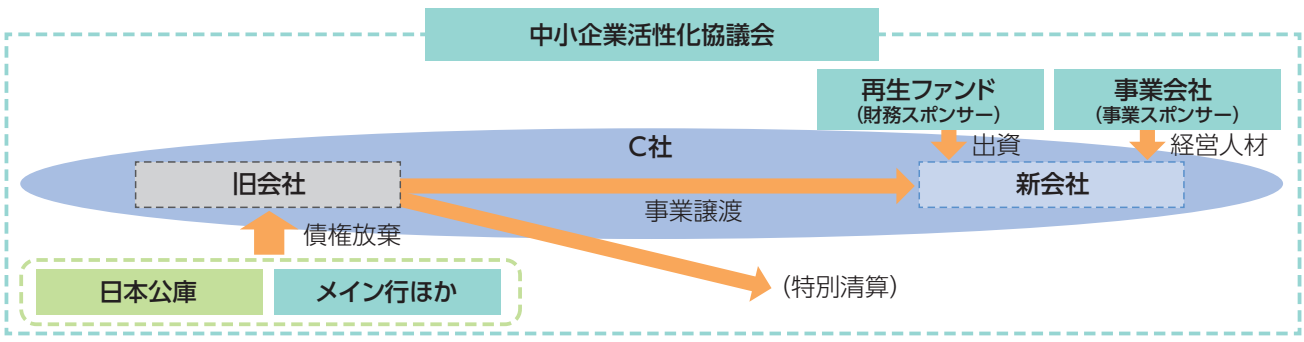

事業承継への取組み支援

■後継者が不在である企業のM&Aなど、中小企業者の皆さまの事業承継の円滑化を資金・情報の両面から支援しています。

事業承継・集約・活性化支援資金の融資実績

中小企業事業は、後継者が不在である企業のM&Aや、安定的な経営権確保のための自己株式取得など、事業や企業の承継・集約に取り組む中小企業者の皆さまを支援するため、特別貸付「事業承継・集約・活性化支援資金」による支援を行っています。

中小企業庁は、「事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進」を平成30年度以降の重要政策の一つとして位置付けています。当事業は、今後も本融資制度を活用し、事業や企業の承継・集約に取り組む中小企業者の皆さまの支援に取り組んでいきます。

事業承継・集約・活性化支援資金融資実績

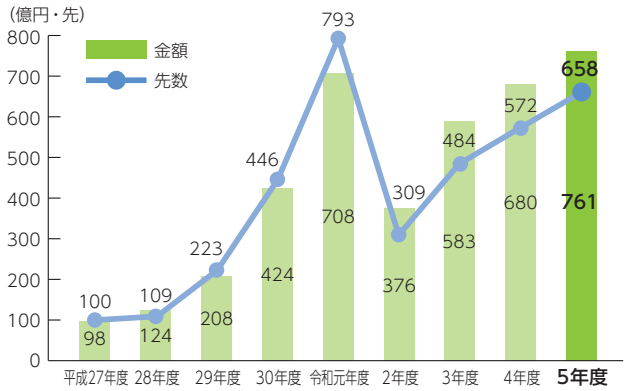

(注) 令和4年度から挑戦支援資本強化特別貸付、令和5年度からシンジケートローン特別貸付も実績値に含みます。

事業承継・集約・活性化支援資金の支援事例

青森支店中小企業事業は、一般土木建築工事業を手掛ける株式会社カネヒロに対し、青森銀行と協調し、同一県内に所在するコンクリートスノコ製造業者（A社）の株式取得資金の融資を実施しました。

A社は、社長が高齢で後継者も不在であったため、事業継続に課題を抱えていましたが、株式会社カネヒロは、事業の安定継続と自社の事業へのシナジー効果を期待できるとして、株式取得に至ったものです。

株式取得後も全従業員を引き続き雇用し事業を継続することで、地域経済の維持・発展への貢献が期待されます。

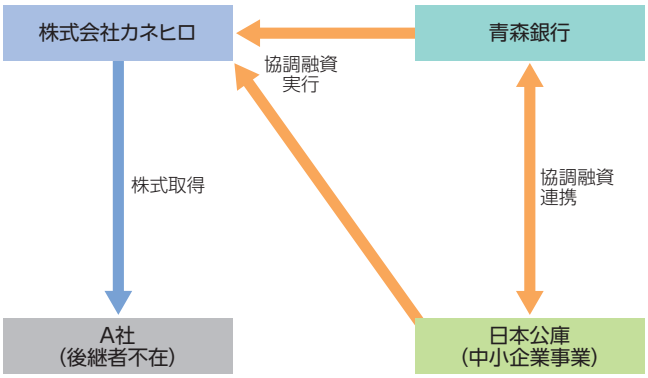

情報面の支援

中小企業事業は、事業承継にかかるお客さまの多様な課題に対し、事業承継診断等による意識喚起とともに、事業承継計画策定支援やM&Aニーズに対する引き合わせ支援、事業承継支援機関への取次ぎ等による課題解決支援に取り組んでいます。

また、仕入先や外注先を有するお客さまには、自社のみならず、サプライチェーン全体の事業承継にも目を向けることの重要性を意識喚起する「サプライチェーン事業承継」の取組みを推進しています。

「サプライチェーン事業承継」の必要性

中小企業においては、仕入先や外注先等のサプライヤーと連携することで、販売先に製品やサービス等を供給している場合があります。

自社の事業承継には意識的に取り組んでいても、仕入先や製造工程の一部を担う外注先といったサプライヤーが後継者不在等により廃業した場合、販売先への供給責任を果たせないなど、自社のサプライチェーンに影響を及ぼす可能性があります。

このような状況にならないよう、自社の事業承継のみならず、自社のサプライヤーにおける後継者の有無や事業承継の準備状況等を把握しておくことが必要です。

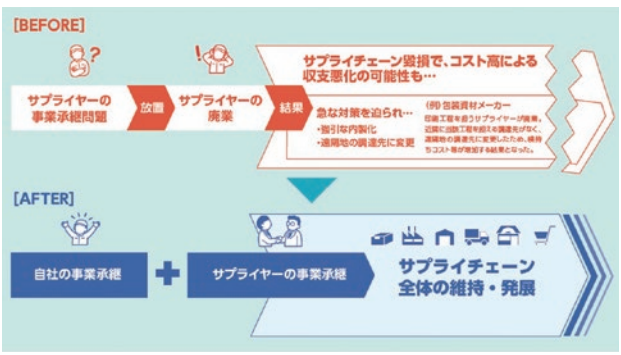

「サプライチェーン事業承継」に向けた取組み

①お客さま提供用資料「みらいへのバトン」収録の「サプライチェーン事業承継診断（様式）」を用いて、お客さまがサプライチェーン全体の事業承継にも目を向けていただけるよう意識喚起しています。

②「事業承継事例集（サプライチェーン事業承継特集号）」を用いて、実際にサプライチェーンの維持・発展を実現した事例を紹介しています。

①

②

不動産担保や保証人に依存しない融資

■不動産担保や保証人に依存しない融資に取り組み、
中小企業者の皆さまの幅広い資金ニーズに対応しています。

不動産担保に依存しない融資

中小企業事業では、機械装置や商品在庫、知的財産権等を担保の対象とするほか、無担保貸付にも弾力的に対応しています。特に、無担保貸付は、融資額全体の過半を占めています。

(注)資本性ローン(無担保・無保証人の制度)での融資を含みます。

融資実績(直接貸付)に占める無担保貸付の割合(金額ベース)

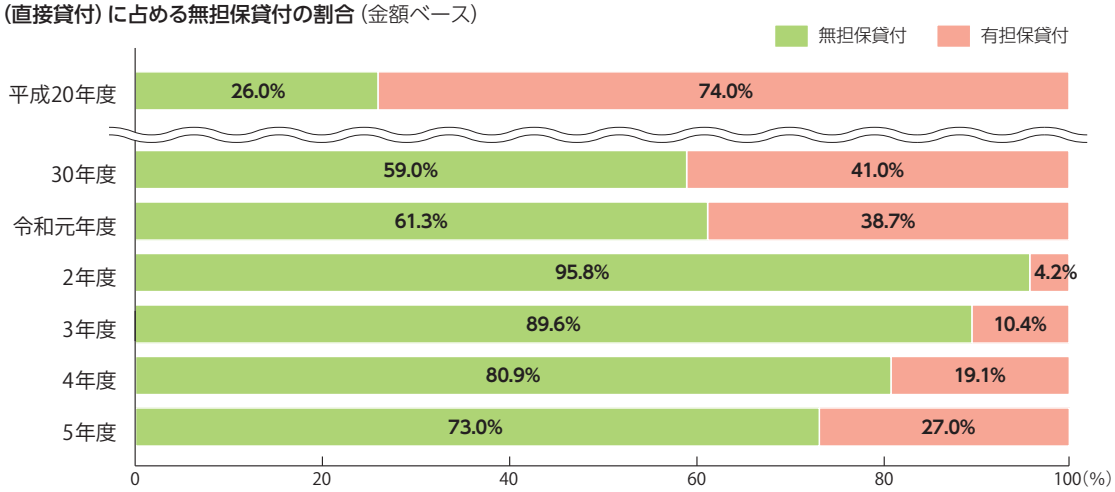

(注)平成20年度は、無担保貸付を開始した平成20年8月18日以降の融資実績(直接貸付)に占める無担保貸付の割合です。

保証人に依存しない融資

中小企業事業では、従前から経営者保証に依存しない融資に積極的に取り組んでおりますが、平成26年2月に「経営者保証に関するガイドライン」の適用が開始されたことを受け、保証人の取扱いについて、よりご利用しやすいように変更し、すべてのご融資申込先に対して、ご案内した結果、保証人に依存しない融資実績が着実に増加しています。

保証人に依存しない融資実績

	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)	件数(件)	金額(億円)
保証人に依存しない融資実績	11,154 (45.0%)	7,927 (47.4%)	22,329 (95.2%)	14,939 (95.8%)	21,328 (94.8%)	14,187 (95.5%)	18,969 (94.4%)	11,636 (94.4%)	18,315 (93.8%)	10,782 (94.0%)	54,606 (99.3%)	45,254 (99.1%)	20,645 (98.0%)	16.512 (97.9%)	17,384 (97.4%)	13,166 (97.2%)	15,579 (96.3%)	11,343 (96.0%)

(注)資本性ローン(無担保・無保証人の制度)での融資を含みます。

保証人に依存しない貸付の割合(金額ベース)

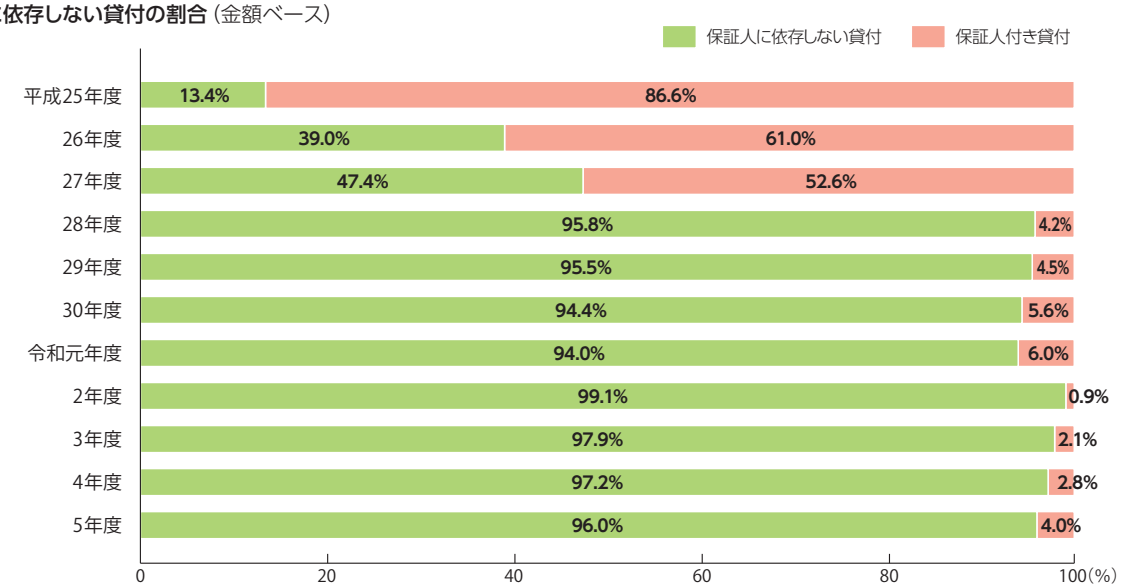

証券化支援

■証券化手法を活用し、中小企業者の皆さまへの
無担保資金の円滑な供給・資金調達手段の多様化を支援しています。

証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業者の皆さま向け貸付債権等の証券化が行われています。

中小企業事業は、証券化の手法を活用することで、民間金融機関等による中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給及び中小企業者の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。また、信用リスク、審査、証券化事務等を適切に負担することで、民間金融機関等が利用しやすい証券化手法を提供しています。

証券化支援業務では、買取型、保証型等の手法を活用し、平成16年7月の業務開始から令和6年3月末までの累計で延べ383の金融機関と連携して、延べ20,405先の中小企業者の皆さまに対する4,894億円の無担保資金の供給を支援しました。

資金供給の状況(平成16年7月～令和6年3月末までの累計)

	買取型 (キャッシュ型)	買取型 (シンセティック型)	保証型	合計
組成件数	10件	13件	6件	29件
先　数	2,317先	15,780先	2,308先	20,405先
金　額	537億円	3,413億円	943億円(注)	4,894億円
参加金融機関	89機関	287機関	7機関	383機関
都市銀行	1機関	–	2機関	3機関
地銀・第二地銀	36機関	89機関	–	125機関
信用金庫	46機関	180機関	1機関	227機関
信用組合	6機関	18機関	–	24機関
その他	–	–	4機関	4機関

(注)貸付債権元本総額を表示。保証実績は660億円(貸付債権元本総額943億円の7割保証)。

買取型の取組事例

42の地域金融機関との連携により、CLOを組成

証券化支援買取業務において、令和6年3月に「地域金融機関CLOシンセティック型(合同会社クローバー2024)」を組成しました。中小企業事業は、42の地域金融機関とCDS契約(注)を締結するとともに、特別目的会社(合同会社クローバー2024)が発行した社債252億円のうち52億円に保証を付しました。本CLOによって、37都道府県の2,397先に対して454億円の無担保資金が供給されました。

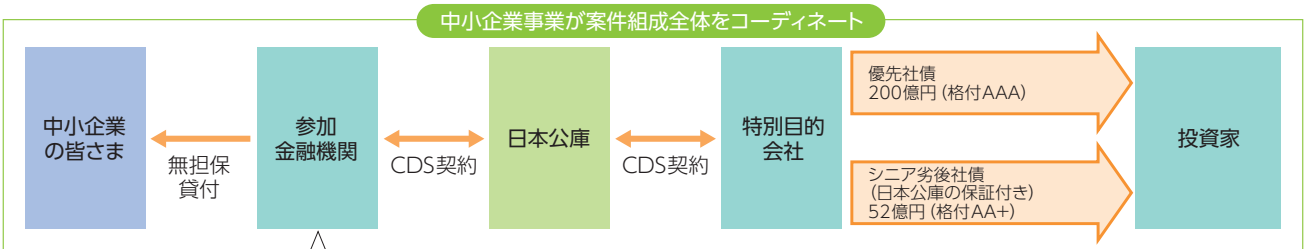

〈令和5年度案件の参加金融機関〉
山形銀行、東北銀行、七十七銀行、北陸銀行、清水銀行、十六銀行、鳥取銀行、四国銀行、筑邦銀行、栃木銀行、京葉銀行、香川銀行、北海道信金、旭川信金、帯広信金、米沢信金、しののめ信金、川口信金、横浜信金、かながわ信金、朝日信金、城南信金、瀧野川信金、富山信金、のと共栄信金、高山信金、愛知信金、長浜信金、京都北都信金、大阪信金、大阪シティ信金、大和信金、姫路信金、西兵庫信金、西中国信金、観音寺信金、福岡信金、青森県信組、秋田県信組、山梨県民信組、飛騨信組、笠岡信組

(注) CDS契約：クレジット・デフォルト・スワップ契約。一種の損失補償契約。

経営課題の解決支援

情報提供・外部ネットワークの活用

■継続的な経営課題の解決支援を通じて、
お客さまの成長・発展をサポートしています。

「往診型のホームドクター」として経営課題の解決を支援

中小企業事業は、「公庫のDNA」(①財務書類の精査、②お客さまとの対話、③現場に足を運ぶこと)を発揮し、「往診型のホームドクター」として、対話を通じて個々の企業の経営課題を把握し、お客さまが発展していくために必要な情報の提供や、経営に関するアドバイスを継続的に行っています。

当事業では、長年蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国5.8万先のお客さまの情報をデータベース化した独自のシステムを構築し、顧客支援サービスに活用しています。

当事業の提供する情報は、個々の企業のニーズに応じた、いわば“オーダーメイド”の情報であり、このような「生きた情報」の提供と目利き能力を活かしたアドバイスにより、お客さまをバックアップしています。

また、ご相談内容に応じて、連携する外部専門家への橋渡しも実施しています。

中小企業事業の顧客支援サービス

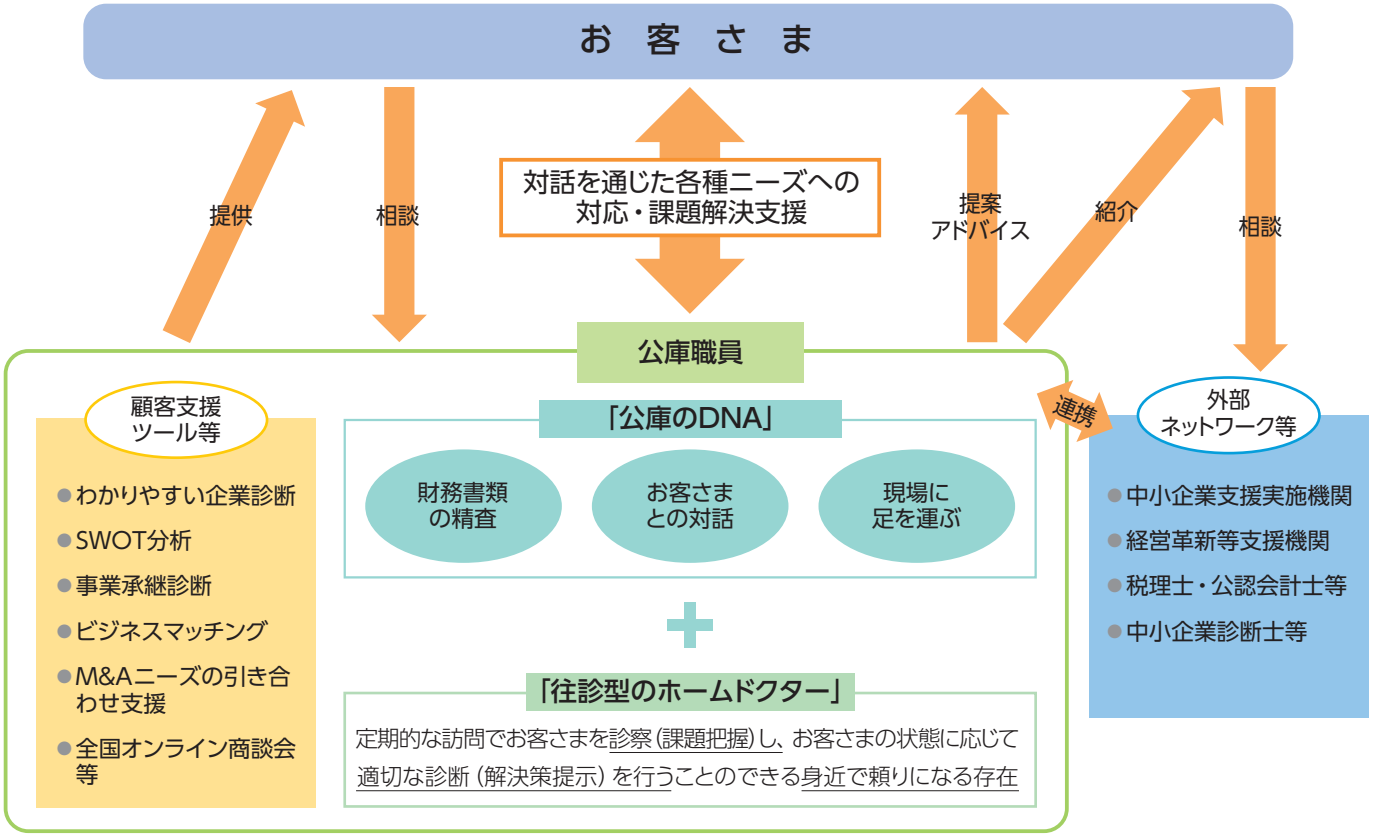

令和5年度実績

主要なもの	件数
わかりやすい企業診断	52,858件
ビジネスマッチング	1,751件

顧客支援ツール

わかりやすい企業診断

中小企業事業のお客さま5.8万先のデータに基づく同業者比較、決算データの時系列分析、損益分岐点分析、付加価値分析など、お客さまの財務を多面的な角度から分析する「わかりやすい企業診断」を提供しています。

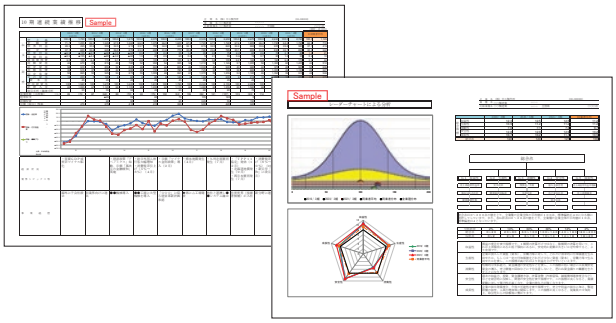

わかりやすい企業診断

SWOT分析

企業の持つ「強み」(Strength)と「弱み」(Weakness)、事業を取り巻く「機会」(Opportunity)と「脅威」(Threat)を明確化したSWOT分析により、お客さまの経営戦略策定をサポートしています。

SWOT分析表

経営に役立つ情報の提供

「経営情報」や「JFC中小企業だより」等を発行し、お客さまに役立つ情報を随時ご提供しています。

●経営情報

中小企業施策や企業経営に役立つトピックス等をとりまとめ、広くPRするためのリーフレットです。

経営情報

●JFC中小企業だより

特徴ある企業へのインタビュー記事(有効事例)を通じて経営課題解決の一助としていただくツールです。

JFC中小企業だより

●事例集

お客さまが、公庫制度（海外展開・事業再編資金、企業再建資金等）を活用し、事業の成長・発展、再生を実現した事例を収録しています。

事例集

マッチングサービス

中小企業事業では、面談を通じて把握したお客さまの販路開拓ニーズや仕入・外注先開拓ニーズ等に対し、独自のマッチング検索システムも活用して、業種・地域・製商品等を絞り込み、5.8万先のお客さまの中からニーズに適合しそうなマッチング候補先を選定する等、お客さま同士の引き合わせをハンズオンで支援しています。

また、全国オンライン商談会の開催等、お客さまに対するマッチングの場の提供にも力を入れています。

マッチング事例

【希少な型式の大型機械の修理をサポートした事例】

・A支店の担当者は、金属加工メーカーのB社（西日本に所在）から、「自社の希少な型式の大型機械が故障したが、近隣の地域に修理できる企業がいないため、全国から探してほしい」との依頼を受け、独自のマッチング検索システムを活用し、C支店のお客さまであるD社（東日本に所在）を選定のうえ、担当者に連絡しました。

・C支店担当者が、D社に対し面談希望の有無等を打診したところ、「是非一度話をしたい」との回答があったため、両社の引き合わせに向けてサポートした結果、両社の商談が成立。B社は大型機械を無事修理することができました。

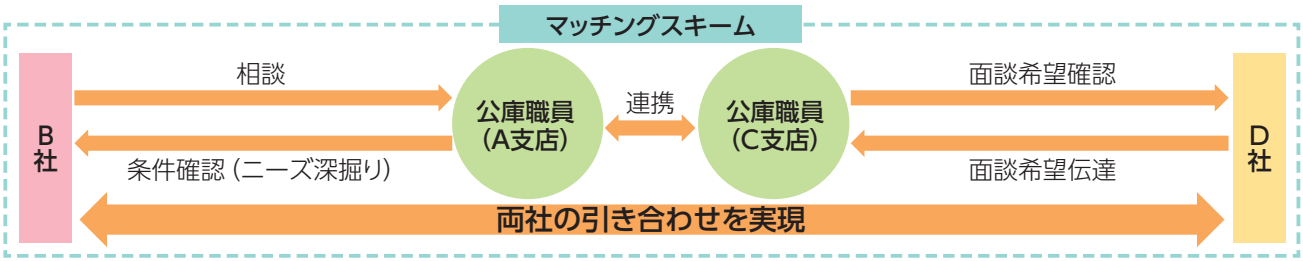

全国オンライン商談会

ポストコロナにおいて、お客さまのビジネスチャンス拡大を支援するため、令和4年度に引き続き「全国オンライン商談会」を開催しました。

今回は、多様化するお客さまのニーズに幅広く応えるため、海外商談枠を新設したほか、令和6年能登半島地震の影響が大きかった地域（石川県、富山県、福井県、新潟県）からも38社が参加し、販路拡大につながる商談を行いました。

開催データ			
		今　回	前　回
会　期		令和6年2月13～19日(注1)	令和5年2月13～17日
開催／商談形式		オンライン／個別面談形式	オンライン／個別面談形式
参加企業数(注2)	セラー	598社	566社
	バイヤー	127社 （うち海外商談枠：22社）	99社
	スタートアップ	12社	10社
延べ商談件数(注2)		840件 （うち海外商談枠124件）	849件

(注1) 17日(土)、18日(日)を除く

(注2) 事前に商談予約のあった参加企業数及び同商談件数

「地域と地域を繋ぐオンライン商談会」

令和4年度に初開催した「地域と地域を繋ぐオンライン商談会」を、令和5年度においても引き続き開催しました。

「全国オンライン商談会」の経験を活かすとともに、全国規模の商談会とは異なり、距離の離れた特定の地域にスポットを当てることで、当該地域の活性化をサポートしました。

参加企業数と商談件数			
	バイヤー企業数	セラー企業数	商談件数
①	北海道地区　4社	関東地区　17社	39件
②	東北地区　6社	近畿地区　15社	63件
③	北陸信越地区　6社	九州地区　24社	69件
④	中国地区　11社	東京地区　12社	52件
⑤	四国地区　6社	東海地区　31社	69件
合計	計33社 【前回：計27社】	計99社 【前回：計83社】	計292件 【前回：計193件】

民間金融機関との連携

■民間金融機関との連携を通じ、中小企業者の皆さまを支援しています。

民間金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

中小企業事業は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国5.8万先の顧客データベースに基づく情報を活かし、「新事業・スタートアップ支援」「海外展開支援」「早期事業再生支援」「事業承継支援」「証券化支援」「経営相談支援」「人材育成協力」の分野で民間金融機関と連携して、中小企業者の皆さまをご支援しています。具体的には、民間金融機関と緊密な情報交換を行い、協調融資での支援、マッチングイベントや海外展開・事業承継セミナーの共催などに取り組んでいます。

特に、平成30年度からは、「新たなステージに向けた民間金融機関連携の取組み」として、民間金融機関との連携に積極的に取り組んでいます。これまでの連携関係のもと、物価高等の影響を受けた中小企業者の皆さまへの資金繰り支援を実施しています。

連携可能な分野と連携の具体的内容

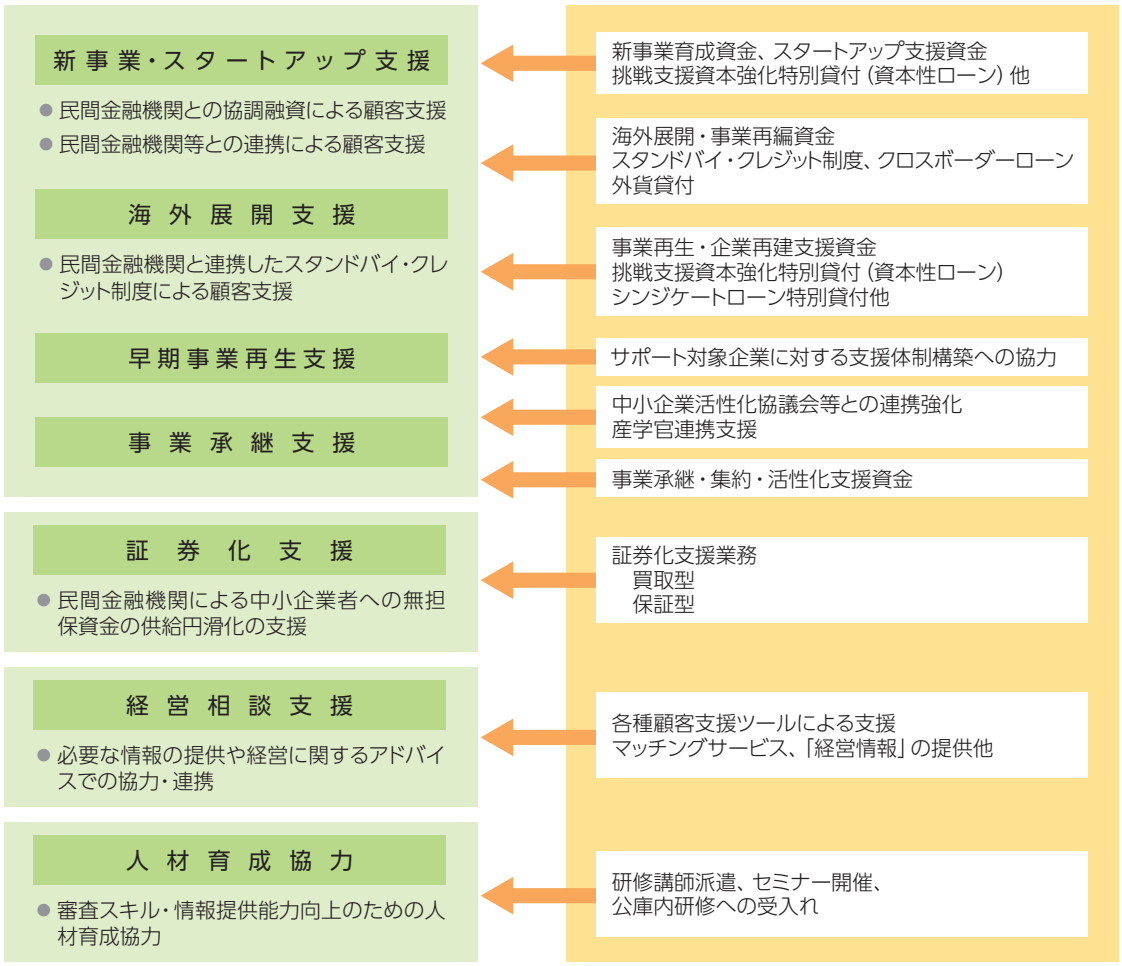

協調融資(注)の先数・金額実績推移（中小企業事業）

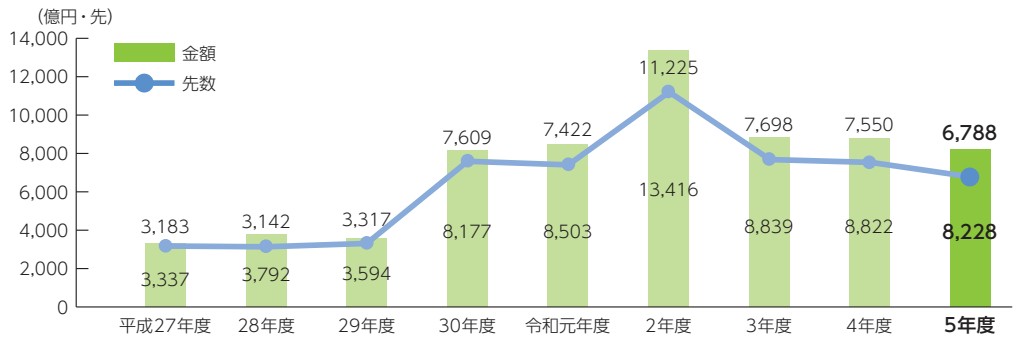

（注）同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、融資（保証）を実行又は決定したもの（公庫で集計したもの。両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含む）。

●民間金融機関との連携事例

スタートアップの設備投資等を協調ユニットを活用して支援

株式会社Mecaraは、瞳孔に光を当ててメンタル状態を可視化するAI装置「AiLive電子瞳孔計」の研究開発を行うスタートアップです。「AiLive電子瞳孔計」は、AI技術を活用することで瞳孔の動きの反応から自律神経の状態やストレス度合いの可視化を実現し、体調不良等に陥るリスクを早期に把握することで、適切なメンタルケアの提供に繋げるなど人々の「健幸」な生活をサポートするツールです。当社は、東日本大震災等の影響を乗り越えてきた福島の地から、人生を楽しみながら「健幸」に生きられるノウハウや商品、サービスを社会に提供すべく、日々研究開発に取り組んでいます。

かかる中、一般社団法人福島相双復興推進機構からの紹介により、「AiLive電子瞳孔計」の本格販売に向けて資金調達を計画した当社から融資相談を受けた日本公庫は、協調ユニット「はばたき(注)」を創設した東邦銀行（本店所在地：福島県）と連携しながら、情報交換等をスムーズに進め、協調融資（東邦銀行：運転資金、公庫：設備資金）を実行しました。

（注）新たな事業の創出を目指す起業家支援を目的に令和5年10月に東邦銀行と創設した協調ユニット（協調融資商品）。

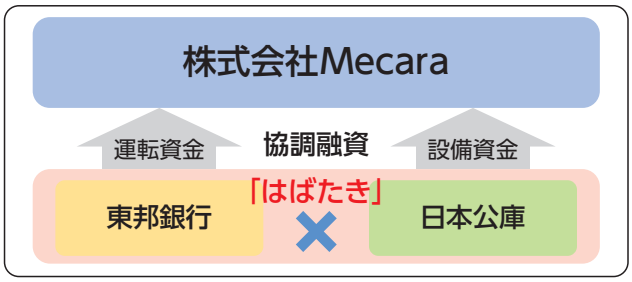

SDGs経営に取り組む事業者に協調融資スキームを活用した支援を実施

株式会社長良園は業歴約70年を誇る老舗の焼き菓子等の製造業者です。岐阜県の代表的なお土産の一つである銘菓「鵜飼せんべい」をはじめ、素材を活かしたお菓子づくりを行っています。また、近年は、「未来へつながるお菓子づくり」をモットーに、「有機JAS認証制度(注)」の認証を取得し、オーガニック食品事業に取り組んでいるほか、売上の一部を長良川の水質維持のために寄付する取組みや摘果で本来廃棄される果実や野菜を商品づくりに活かす取組みを進めるなど、持続可能な経営に注力しています。

こうした中、コロナ禍の影響から主力の観光土産の売上減少を余儀なくされたため、有機JASマークを付したオーガニックチョコレートの製造などオーガニック食品事業に注力したところ、消費者のSDGsへの関心の高まり等から同事業は好調に推移し、今般、市場規模の大きい都市部への販路拡大を企図した設備投資を計画しました。日本公庫は、十六銀行と構築した「SDGs経営支援スキーム」に基づき、必要資金の協調融資を実施しました。

（注）JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機JASマーク」の使用を認める制度。

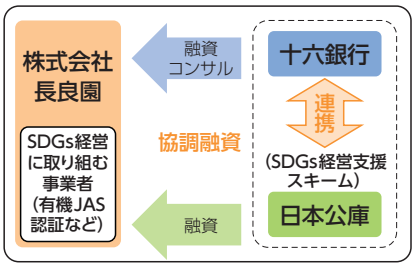

企業成長における中小企業事業の貢献

■公庫資金をご利用された方々が多くの分野でご活躍されています。

833先の取引企業が株式を公開

中小企業事業は、中小企業専門の政策金融機関として、中小企業者の皆さまの成長・発展を支援しています。これまで中小企業事業との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約2割にあたる833先(注)となっており、多くの方々がわが国を代表する企業として活躍されています。

平成元年以降についても、中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業は669先(注)と株式公開企業の約2割を占めています。

(注)先数は令和6年3月31日現在において株式を公開している企業数です(上場廃止、合併による消滅等を除く)。

中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業

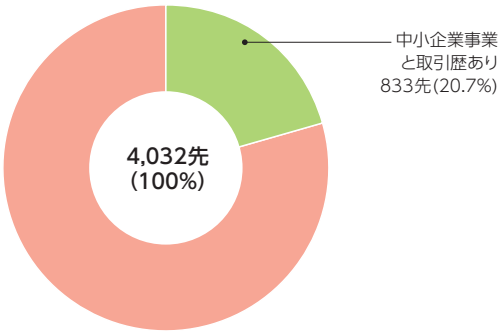

中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業 (平成元年以降)

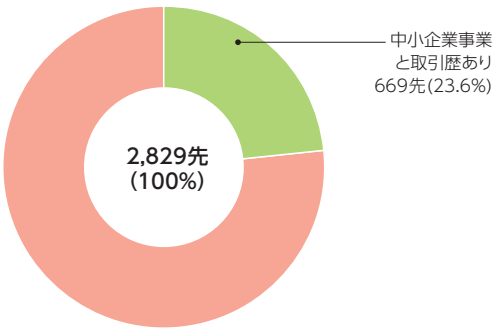

(注) 日本公庫中小企業事業調べ。株式公開企業数は、令和6年3月31日現在。
外国企業を除きます。

創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社 名誉会長　稲 盛 和 夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にとお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけないでしょうか」と、とつとつとお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典)平成15年12月中小企業金融公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋(寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

公庫のイノベーションTrees

（公庫との取引を経て株式を公開した企業）

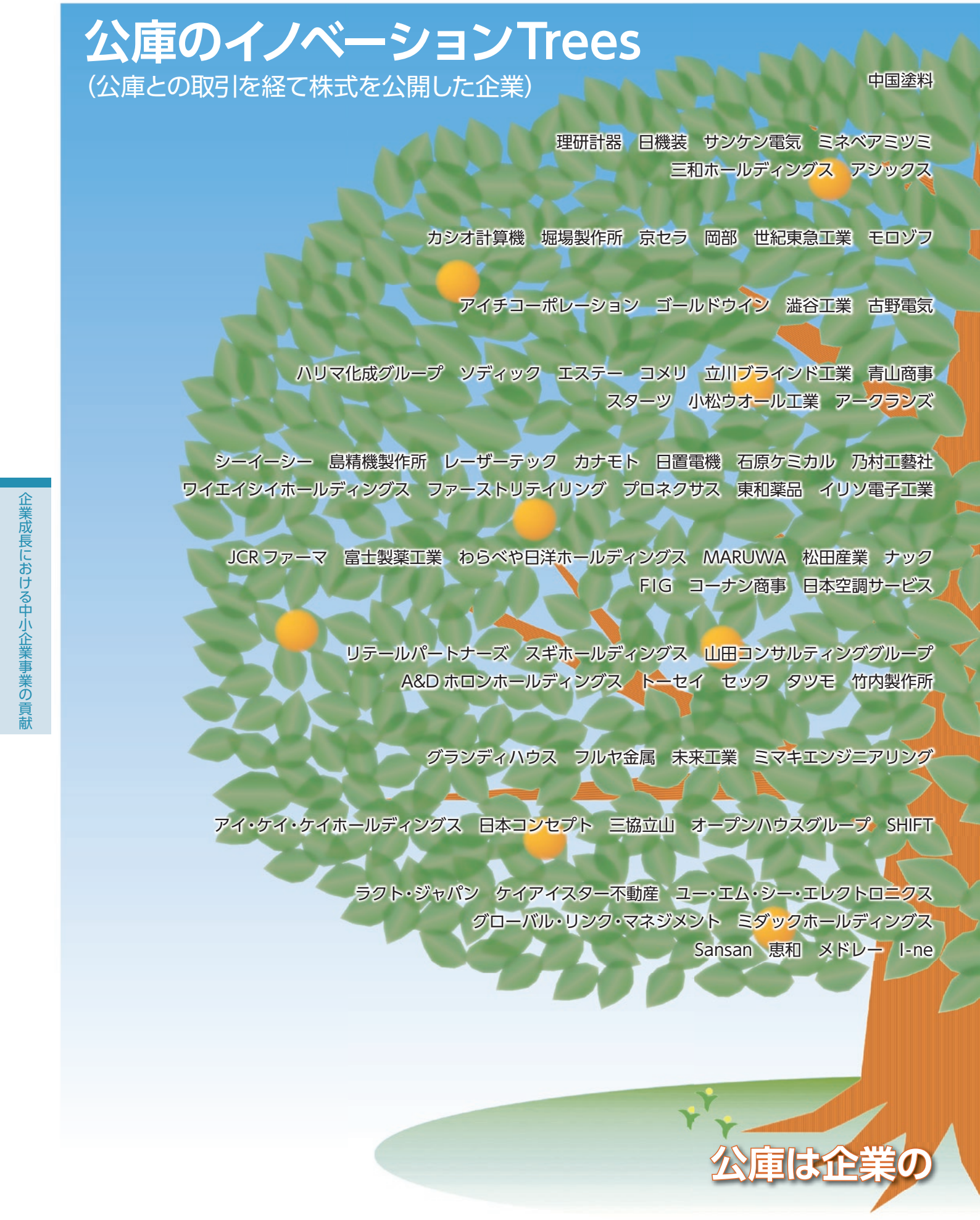

プライムTree

ソニーグループ

1960年
フォスター電機　加藤製作所　タダノ　リズム
酒井重工業　ミツバ　フタバ産業

1970年
福田組　ユニ・チャーム　大紀アルミニウム工業所　長府製作所　リンナイ

1980年
デンヨー　大真空　ローム　グローリー　浜松ホトニクス　亀田製菓

1985年
ケーズホールディングス　ニデック　TAKARA & COMPANY　山一電機
ディスコ　理想科学工業　シード

1990年
バイタルケーエスケー・ホールディングス　パラマウントベッドホールディングス　スペース
イチネンホールディングス　コニシ　グローセル　ホクト　寿スピリッツ　ケンコーマヨネーズ

1995年
アルプス物流　日東工器　ノーリツ鋼機　ミルボン　ダイヤモンドエレクトリックホールディングス
VTホールディングス　コーセル

2000年
ハードオフコーポレーション　メック　鈴木　扶桑化学工業　マニー　日本エスコン　ダイコク電機
朝日インテック　サンフロンティア不動産　第一稀元素化学工業

2005年
マルマエ　サムティ　トリケミカル研究所　前田工繊　ヤーマン

2010年
エンビプロ・ホールディングス　ブイキューブ　AZ-COM 丸和ホールディングス　スノーピーク

2015年
KeePer技研　カナミックネットワーク　チェンジホールディングス　マネーフォワード
ファイバーゲート　アイ・ピー・エス　システムサポート　NISSOホールディングス
ライフドリンク カンパニー　ANYCOLOR

（上場年）

成長・発展を支援

（注1）中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業（令和６年３月31日現在）のうち、企業名掲載の応諾を得た企業を掲載。
（注2）上場市場については令和６年３月31日現在で、東京証券取引所プライム市場に上場しているもの。

スタンダードTree

東洋機械金属　オーベクス　日本伸銅　日本製麻

1960年

オリエンタルチエン工業　東亜ディーケーケー　シンニッタン　サイトリ細胞研究所　トーヨーアサノ
油研工業　有機合成薬品工業　宇野澤組鐵工所　タカキタ　スガイ化学工業　NFKホールディングス
ヴィア・ホールディングス　フリージア・マクロス　アジア航測　スーパーバッグ　ロブテックス

1965年

ASAHI EITOホールディングス　金下建設

1975年

中央自動車工業　MUTOH ホールディングス　小野測器　技研ホールディングス

1985年

トミタ　石垣食品　サンリツ　東京ソワール　光ビジネスフォーム　NKKスイッチズ　はせがわ　NITTOKU
日本精機　一正蒲鉾　岩塚製菓　光陽社　和弘食品

1990年

パウダーテック　ヤマザキ　セキド　ヨシタケ　マナック・ケミカル・パートナーズ　ケル　ツツミ　日本エアーテック
植松商会　トーイン　テノックス　リーダー電子　タケダ機械　焼津水産化学工業　ウエスコホールディングス　朝日印刷
田辺工業　元旦ビューティ工業　ヨシコン　KIMOTO　スーパーツール　ヤマザワ　カーメイト　南陽　創健社　マサル

1995年

ヤスハラケミカル　原田工業　ヤマト・インダストリー　ハリマ共和物産　サンデー　ケミプロ化成　光・彩　ディーエムエス
ヤマウホールディングス　ヤマックス　スズデン　カイノス　竹田iPホールディングス　安永　OCHIホールディングス　コナカ
日本色材工業研究所　パルステック工業　昭文社ホールディングス　ダイトーケミックス　タツミ　フェローテックホールディングス
新コスモス電機　オーネックス　エステールホールディングス　エイケン工業　中京医薬品　デイトナ　ニチリョク　協立電機
日本電子材料　朝日ラバー　イトーヨーギョー　エスイー　放電精密加工研究所　京写　石井表記

2000年

ダイサン　セキ　東洋合成工業　ニチダイ　音通　イムラ　アオイ電子　日本ハウズイング　夢みつけ隊　アクシーズ
田中精密工業　新東　Mipox　高松機械工業　国際計測器　サトウ食品　麻生フオームクリート　綜研化学　総合商研　イフジ産業
OSGコーポレーション　不二精機　REVOLUTION　CEホールディングス　ワッツ　ウルトラファブリックス・ホールディングス
遠藤製作所　新都ホールディングス　コメ兵ホールディングス　美樹工業　サイネックス　エバラ食品工業　MORESCO　岡本硝子
ヒーハイスト　フジプレアム　第一カッター興業　リバーエレテック　オプトエレクトロニクス　ウェルネット

2005年

KYORITSU　エフオン　インテリックス　内外テック　関門海　ミライアル　ランドビジネス　ウイルコホールディングス
カネミツ　誠建設工業　ケイティケイ　アテクト　インスペック　ビューティカダンホールディングス　カワサキ
大和コンピューター　オービス　ウィル　ネクスグループ　きちりホールディングス　コーセーアールイー　ニックス
東洋ドライルーブ　オーシャンシステム　ショーエイコーポレーション

2010年

大光　アゼアス　SEMITEC　ハピネス・アンド・ディ　エー・ピーホールディングス　阿波製紙　ありがとうサービス
エストラスト　アジュバンホールディングス　パンチ工業　プレミアムウォーターホールディングス　サイバーリンクス
ディー・エル・イー　東武住販　ポバール興業　アトラグループ　ビーロット　竹本容器

2015年

JESCOホールディングス　ミズホメディー　ブラス　昭栄薬品　ウイルプラスホールディングス　やまみ　フィル・カンパニー
船場　SCAT　安江工務店　日宣　ピーバンドットコム　グリーンズ　クロスフォー　大阪油化工業　シルバーライフ
シー・エス・ランバー　サインポスト　ポエック　幸和製作所　ヴィスコ・テクノロジーズ　マツオカコーポレーション　要興業
共和コーポレーション　アズ企画設計　SIGグループ　イボキン　KLASS　プリントネット　共栄セキュリティーサービス
トビラシステムズ　レオクラン　テクノフレックス

2020年

木村工機　エブレン　まぐまぐ　STIフードホールディングス　アースインフィニティ　ビーイングホールディングス
オーケーエム　SANEI　室町ケミカル　J-MAX　シキノハイテック　イー・ロジット　ファブリカコミュニケーションズ
アイスコ　ネオマーケティング　湖北工業　三和油化工業　アップガレージグループ　アスマーク　セイファート
守谷輸送機工業　ノバック　エフビー介護サービス　フルハシEPO　ヤマイチ・ユニハイムエステート
ホームポジション　ハウスフリーダム　ダイワ通信　テクニスコ　オカムラ食品工業
早稲田学習研究会　ロココ　コロンビア・ワークス

（上場年）

公庫は企業の成長・発展を支援

（注1）中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業（令和６年３月31日現在）のうち、企業名掲載の応諾を得た企業を掲載。
（注2）上場市場については令和６年３月31日現在で、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているもの。

グロースその他Tree

サンケイ化学　知多鋼業

1995年
日本乾溜工業　大宝運輸　グリーンクロス　カネソウ　福島印刷

2000年
マルサンアイ　トランスジェニック　cotta　グローム・ホールディングス
アミタホールディングス　アマガサ　免疫生物研究所　BRUNO　モブキャストホールディングス

2013年
リプロセル　サンワカンパニー　オンコリスバイオファーマ　アーキテクツ・スタジオ・ジャパン

2014年
エンバイオ・ホールディングス　アルファポリス　日本PCサービス　フルッタフルッタ

2015年
ゼネラル・オイスター　サンバイオ　海帆　中村超硬　エムビーエス　メタリアル

2016年
フェニックスバイオ　リファインバースグループ　G-FACTORY

2017年
ユナイテッド＆コレクティブ　ティーケーピー　トラース・オン・プロダクト　BBDイニシアティブ
トリプルワン　富士テクノホールディングス

2018年
ログリー　バンク・オブ・イノベーション　アクリート　チームスピリット　LeTech　筑波精工

2019年
スマレジ　ミンカブ・ジ・インフォノイド　グッドスピード　ツクルバ　ピー・ビーシステムズ　HPCシステムズ
パワーソリューションズ　ジェイック　ウィルズ　BuySell Technologies　JTOWER　ランディックス　STG　清鋼材

2020年
きずなホールディングス　ビザスク　関通　カレント自動車　アイキューブドシステムズ　ニューラルグループ　rakumo
タスキ　バルコス　勤次郎　一寸房　プレミアアンチエイジング　ペイクラウドホールディングス　クリーマ
かっこ　プレイド　いつも　Kaizen Platform　ヤプリ　ENECHANGE

2021年
QDレーザ　アールプランナー　WACUL　i-plug　オキサイド　アイダ設計　ワンダープラネット　デコルテ・ホールディングス
日本電解　BCC　コラントッテ　ブレインズテクノロジー　アーバンライク　ジィ・シィ企画　セーフィー　アスタリスク
ワンキャリア　五健堂　Photosynth　GRCS　フレクト　ブロードエンタープライズ　フローバル　リニューアブル・ジャパン
THECOO　エヴィクサー　エクサウィザーズ　Green Earth Institute　エフ・コード　アジアクエスト

2022年
ライトワークス　グラントマト　ウェルビングループ　マーキュリーリアルテックイノベーター　イメージ・マジック　TORICO
メンタルヘルステクノロジーズ　サークレイス　東京高圧山崎　ペットゴー　環境のミカタ　坪田ラボ　マイクロ波化学
サンウェルズ　イーディーピー　AViC　INTLOOP　unerry　エアークローゼット　eWeLL　ヒロホールディングス
ファインズ　キューブ　リンカーズ　POPER　ベースフード　tripla　サイフューズ　マナベインテリアハーツ
スマートドライブ　フーディソン　トリドリ　note　サンクゼール　BTM　ELEMENTS　フロンティアハウス

2023年
大友ロジスティクスサービス　伸和ホールディングス　ミモナ　アイビス　モンスターラボホールディングス　Fusic　ispace
日本システムバンク　GTホールディングス　ABEJA　OOKABE GLASS　W TOKYO　AeroEdge　ブリーチ
Strawberry jams　GENDA　フトン巻きのジロー　インバウンドプラットフォーム　揚羽　エンゼルグループ
キャスター　成友興業　笑美面　レボインターナショナル　DAIWA CYCLE　京橋アートレジデンス
バリュークリエーション　マイファーム　AlbaLink　QPS研究所　ブルーイノベーション　雨風太陽　ナイル

2024年
三興商事　東日本地所　光フードサービス　エネルギーパワー　エクセリ　ジンジブ　JSH　L is B　ダイブ
アップルパーク　ハッチ・ワーク　オプティ　カウリス　ゼロジャパン　マテリアルグループ

（上場年）

公庫は企業の成長・発展を支援

（注1）中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業（令和６年３月31日現在）のうち、企業名掲載の応諾を得た企業を掲載。
（注2）上場市場については令和６年３月31日現在で、東京証券取引所グロース市場等に上場しているもの。

業務のご案内

融資業務

■高度化する時代の要請に“多様な融資”で対応しています。

資金の特徴

- 最長20年の長期でご利用いただけます。
- 固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- 国の政策を実現するための多様な特別貸付をご用意しています。
- すべての直接貸付において、無担保貸付をご利用いただけます。
- 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
- 中小企業者の皆さまの財務体質の強化を目的に、一定の要件のもとで、資本性資金を供給する挑戦支援資本強化特別貸付をご利用いただけます。
- ベンチャー支援を目的に、一定の要件のもとで、新株予約権の取得による資金供給を行っています。

対象業種と対象規模（令和6年4月1日現在）

中小企業事業をご利用いただける方は、以下のとおりです（※の業種を除く）。

対象業種	対象規模(注1・2)
製造業(注3)、建設業、運輸業など	資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業・飲食店	資本金5千万円以下又は従業員50人以下
サービス業(注4)	資本金5千万円以下又は従業員100人以下

(注1)資本金又は従業員のいずれか(個人事業者の方は従業員)が該当すれば、ご利用いただけます。
(注2)一部の融資制度に限り、本対象規模要件を超える方に貸付が可能です。
(注3)製造業のうち、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く)は、資本金3億円以下又は従業員900人以下です。
(注4)サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業員300人以下です。

※次の業種の方は中小企業事業の融資などの対象にはなりません(詳しくは窓口でご確認ください)。

- 農業
- 林業
- 漁業
- 金融・保険業(一部を除く)
- 不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業
- 非営利団体
- 一部の風俗営業
- 公序良俗に反するもの
- 投機的なもの　など

ご利用手続きの概要

中小企業事業の融資などには、公庫の営業店に直接お申し込みいただく「直接貸付」と、公庫の代理店にお申し込みいただく「代理貸付」があります。

●直接貸付

お申込みから、審査、ご契約、資金のご送金など一切の手続きを全国の中小企業事業の支店で取り扱います。
また、経営課題解決の支援も行っています。

お申込みの方法と手順（直接貸付）

ご相談

日本公庫中小企業事業支店の窓口に直接ご相談ください。
「会社案内」、「決算書」などのお手持ちの資料をご持参いただければ、より具体的なご相談が可能となります。

お申込み

ご融資の検討に必要な資料のご提出をお願いします。
お願いする主な資料は次のとおりです。

- 会社案内、製品パンフレット
- 法人の登記事項証明書
- 最近3期分の決算書、税務申告書
- 納税証明書
- 最近の試算表、資金繰り表
- 借入申込書
- 設備資金の場合は、見積書など計画の概要がわかる資料
- 登記事項証明書など担保の内容がわかる資料

（注）必要に応じ、補足資料をお願いします。

審　査

ご融資の検討を行います。
事業や計画の内容の理解を深めるため、お客さまの本社や工場などに日本公庫職員がお伺いします。

ご融資

ご融資が決定しましたら、貸付契約を締結し、
抵当権設定などの手続きが完了した後、ご送金します。

ご返済

お客さまの取引金融機関口座から、自動振替でご返済いただきます。
設備資金の場合は、工事業者などへのお支払いを確認させていただくとともに、現地確認などを行います。

●代理貸付

中小企業事業の資金を幅広くご利用いただくため、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合など、ほとんどの民間金融機関を代理店とし、その本・支店を通じて融資を行っています。お申込み、審査、ご契約などの手続きは代理店が行います。

（注）代理店数は、450代理店（令和6年4月1日現在）です。

特別貸付

中小企業事業は、国の政策を金融面から誘導していくために設けられた「特別貸付」を積極的に推進しています。

特別貸付については、経済や社会環境の変化を踏まえ、その時々の政策的課題や中小企業者の皆さまのニーズに応じて、制度の創設、改廃などを機動的に実施しています。

経済・社会構造の変革に前向きに対応する中小企業者の皆さまに対しては、創造的な事業活動を支援する「新事業育成資金」及び「スタートアップ支援資金」、経営革新等への取組みを支援する「新事業活動促進資金」、流通機構の合理化等への取組みを支援する「企業活力強化資金」、事業や企業の承継・集約を支援する「事業承継・集約・活性化支援資金」などをご用意しています。

また、中小企業者の皆さまのセーフティネットの役割を果たすための「セーフティネット貸付」、事業再生を支援する「企業再生貸付」、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など、経済・金融環境の急激な変化への中小企業者の皆さまの対応を支援する特別貸付に対しても積極的に取り組んでいます。

●主な制度（令和6年4月1日現在）

新企業育成貸付

資金名	ご利用いただける方（概要）	直接貸付の融資限度額	融資期間（最長）
新事業育成資金(注)	新規性、成長性のある事業を始めて概ね7年以内の方	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年
スタートアップ支援資金(注)	日本の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの方	20億円	（設備）20年 （運転）20年
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性、若年者（35歳未満）又は高齢者（55歳以上）であって、新規開業して概ね7年以内の方	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年
再チャレンジ支援融資(注) （再挑戦支援資金）	再チャレンジする起業家の方	7億2千万円	（設備）20年 （運転）15年
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「経営力向上計画」の認定を受けた方など	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年
中小企業経営力強化資金(注)	認定経営革新等支援機関の指導・助言又は「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方など	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年

(注)直接貸付のみの取扱いとなります。

企業活力強化貸付

資金名	ご利用いただける方（概要）	直接貸付の融資限度額	融資期間（最長）
企業活力強化資金	卸売業、小売業、サービス業等の他、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方で特定の設備投資を行う方など	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年
IT活用促進資金	IT（情報技術）の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方など	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年
海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う方	14億4千万円	（設備）20年 （運転）10年
地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方など	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年
事業承継・集約・活性化支援資金(注)	経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方	14億4千万円	（設備）20年 （運転）10年
観光産業等生産性向上資金(注)	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年
働き方改革推進支援資金(注)	働き方改革や多様な人材の活用促進に取り組む方など	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年
SDGs推進資金(注)	SDGsの推進を図る方	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年

(注)直接貸付のみの取扱いとなります。

環境・エネルギー対策貸付

資金名	ご利用いただける方（概要）	直接貸付の融資限度額	融資期間（最長）
環境・エネルギー対策資金	省エネルギー設備、特定の産業公害防止施設等を設置する方、グリーントランスフォーメーションに取り組む方など	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年
BCP資金	自ら策定したBCP等に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方	7億2千万円	（設備）20年 （運転） 7年

セーフティネット貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
経営環境変化対応資金(注)	一時的に売上高が減少、利益が悪化している方など	7億2千万円	(設備)15年 (運転) 8年
金融環境変化対応資金(注)	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	3億円	(設備)15年 (運転) 8年
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	1億5千万円	(運転) 8年

(注)直接貸付のみの取扱いとなります。

企業再生貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
事業再生・企業再建支援資金(注)	〈アーリーDIP〉 民事再生法の再生手続開始の申立てを行って認可決定前の方	7億2千万円	1年
	〈アーリーDIP(私的整理)〉 中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。)などの関与の下で再生を行おうとしている方であって、全債権者の同意が得られる再生計画が策定される見込みがある方	7億2千万円	(設備)10年 (運転) 5年
	〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受けた方など	7億2千万円	(設備)10年 (運転) 5年
	経営改善又は経営再建等に取り組む方	7億2千万円	(設備)20年 (運転)20年

(注)直接貸付のみの取扱いとなります。

東日本大震災復興特別貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
東日本大震災復興特別貸付(注)	東日本大震災により被害を受けた方	7億2千万円 3億円	(設備)20年 (運転)15年

(注) 一部直接貸付のみの取扱いとなります。

令和2年7月豪雨特別貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
令和2年7月豪雨特別貸付(注)	令和2年7月豪雨により被害を受けた方	7億2千万円 3億円	(設備)20年 (運転)15年

(注)一部直接貸付のみの取扱いとなります。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
新型コロナウイルス感染症特別貸付(注)	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な売上の減少等業況が悪化している方	6億円	(設備)20年 (運転)20年

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(注)	新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下にあって、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る方	15億円	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか(期限一括償還)

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

令和6年能登半島地震特別貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の限度額	融資期間(最長)
令和6年能登半島地震特別貸付(注)	令和6年能登半島地震により被害を受けた方	7億2千万円 3億円	(設備)20年 (運転)15年

(注)一部直接貸付のみの取扱いとなります。

■上記の他、災害復旧貸付等の融資制度があります。具体的な適用要件や特別利率など、詳細は営業窓口にお問い合わせください。

資本性ローン

中小企業事業では、平成20年度から新規事業や企業再建などに取り組む中小企業の財務体質強化を図るために、資本性資金を供給する「挑戦支援資本強化特別貸付（旧挑戦支援資本強化特例制度）」（資本性ローン）を、令和2年8月から「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」（新型コロナ対策資本性劣後ローン）を導入しました。

挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）

<table>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td colspan="2">新規事業、経営改善、企業再建などに取り組む方(注1)であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用又は雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方</td></tr>
<tr><td rowspan="5">制度内容</td><td>融資限度</td><td>10億円</td></tr>
<tr><td>利率</td><td>貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます(注2)。
<table>
<tr><th>税引後当期純利益額</th><th>期間5年1ヵ月</th><th>期間6年、7年</th><th>期間8～10年</th><th>期間11～15年</th><th>期間16～20年</th></tr>
<tr><td>0円以上</td><td>3.60%</td><td>3.90%</td><td>4.15%</td><td>4.40%</td><td>4.65%</td></tr>
<tr><td>0円未満</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>5年1ヵ月又は6年から20年までの各年（期限一括償還）</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>無担保・無保証人</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>◆本制度による債務については、金融検査上自己資本と見なすことができます。
◆本制度による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所でなされた場合、すべての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く。）に劣後します。</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="2">◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。
◆四半期ごとの経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。
◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。</td></tr>
</table>

（注）令和6年4月1日現在の制度概要です。
（注1）新企業育成貸付、企業活力強化貸付（一部の制度を除く）又は企業再生貸付（一部の制度を除く）の適用要件を満たす方。
（注2）一定の要件を満たす方については、ご融資後3年間は0.50%が適用されます。

新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）

<table>
<tr><td>ご利用いただける方（概要）</td><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下にあって、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る方</td></tr>
<tr><td rowspan="5">制度内容</td><td>融資限度</td><td>15億円</td></tr>
<tr><td>利率</td><td>ご融資後3年間は0.50%。ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、次の2区分の利率が適用されます。ただし、税引後当期純利益額が0円以上であっても、公庫が算出した当面1年間の支払利息の増加予定額を控除した額が0円未満となるときは、「税引後当期純利益額0円未満」に対応する利率が適用されます。
<table>
<tr><th>税引後当期純利益額</th><th>期間5年1ヵ月</th><th>期間7年</th><th>期間10年</th><th>期間15年</th><th>期間20年</th></tr>
<tr><td>0円以上</td><td>2.60%</td><td>2.60%</td><td>2.60%</td><td>2.70%</td><td>2.95%</td></tr>
<tr><td>0円未満</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td><td>0.50%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td>5年1ヵ月、7年、10年、15年又は20年（期限一括償還）</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>無担保・無保証人</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>◆本制度による債務については、金融検査上自己資本と見なすことができます。
◆本制度による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所でなされた場合、すべての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く。）に劣後します。</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="2">◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。
◆ご融資後5年間は、原則として期限前弁済はできません。ただし、ご融資後5年経過後は、手数料なしで期限前返済をいただけます。</td></tr>
</table>

（注）令和6年4月1日現在の制度概要です。

公庫融資借換特例制度

<table>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td colspan="3">セーフティネット貸付制度の経営環境変化対応資金及び金融環境変化対応資金、東日本大震災復興特別貸付制度、令和2年7月豪雨特別貸付制度、令和6年能登半島地震特別貸付制度、企業再生貸付制度の事業再生・企業再建支援資金（一部の対象を除く）、企業活力強化貸付制度の事業承継・集約・活性化支援資金、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度又は挑戦支援資本強化特別貸付を利用する方（本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企業事業の審査が必要になります。）</td></tr>
<tr><td rowspan="10">特例の内容</td><td>資金使途</td><td colspan="2">適用した特別貸付制度に定める資金使途（長期運転資金に限る）に加え、既往公庫融資の借換資金を含みます。</td></tr>
<tr><td>利率</td><td colspan="2">◆適用した特別貸付制度に定める利率
◆ただし、借換部分のうち、次の要件に当てはまる場合はそれぞれに定める利率（新型コロナウイルス感染症特別貸付制度、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度及び挑戦支援資本強化特別貸付を除く。）
借換対象の貸付口の加重平均金利(注)が融資時の基準利率を上回る場合は、加重平均金利を適用します。
一定の要件に該当する場合は、適用利率をもとに計算した加重平均金利、適用した特別貸付制度の上限金利や貸付利率の控除が適用されます。
（注）金銭消費貸借契約証書上の利率（平成23年4月1日以降は条件違反時利率）をもとに計算。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">融資期間
（最長）</td><td>セーフティネット貸付制度</td><td>8年以内（うち据置期間原則1ヵ月以内）</td></tr>
<tr><td>東日本大震災復興特別貸付
令和2年7月豪雨特別貸付
令和6年能登半島地震特別貸付</td><td>15年以内（うち据置期間原則1ヵ月以内）</td></tr>
<tr><td>企業再生貸付制度の
事業再生・企業再建支援資金
（一部の対象を除く）</td><td>20年以内（うち据置期間原則1ヵ月以内）</td></tr>
<tr><td>企業活力強化貸付制度の
事業承継・集約・活性化支援資金</td><td>10年以内（うち据置期間原則1ヵ月以内）</td></tr>
<tr><td>新型コロナウイルス感染症特別貸付制度</td><td>20年以内（うち据置期間5年以内）</td></tr>
<tr><td>新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援
資本強化特別貸付制度</td><td>5年1ヵ月、7年、10年、15年又は20年（期限一括償還）</td></tr>
<tr><td>挑戦支援資本強化特別貸付</td><td>5年1ヵ月又は6年から20年までの各年（期限一括償還）</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="3">◆原則として、既往公庫融資の借換のほか、新規融資の利用が必要です。
◆既往の融資については一部借換の対象にできないものもあります。
◆借換部分に対する融資金額は、借換対象口ごとに10万円未満の端数を切り捨てた金額となります。
◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。</td></tr>
</table>

（注）令和6年4月1日現在の制度概要です。

期限前弁済手数料制度

期限前にお客さまの都合で借入金の全部又は一部を返済される場合には、期限前弁済手数料をお支払いいただきます。

（注）中小企業事業の承諾がない場合、手数料をお支払いいただけない場合には、期限前の返済はできません。

貸付債権・社債の証券化（自己型）

貸付債権・社債の証券化（自己型）は、CLO（ローン担保証券：貸付債権を裏付けとする資産担保証券）、CBO（債券担保証券：社債を裏付けとする資産担保証券）の発行を前提とした無担保での貸付・社債の引受けによる資金供給を行うものです。

信用保険業務

■信用保証制度をバックアップすることにより、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達の円滑化と多様化を促進しています。

信用保険業務の特徴

- 政策目的に応じて各種の保険が設けられています。
- 経済・金融環境の構造変化に対応して制度の拡充を図っています。
- 急激な環境変化に即応して特例措置をタイムリーに実施しています。

中小企業信用保険

●保険の引受

信用保証協会が行った保証が一定の要件を備えていれば、その保証に保険関係が自動的に成立します。これにより、中小企業事業は保険責任を引き受け、その対価として信用保証協会から保険料の支払いを受けます。

●保険金の支払

中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関に借入金の返済又は社債の償還などができなくなったときは、信用保証協会は中小企業・小規模事業者の皆さまに代わって金融機関に弁済（代位弁済）します。この弁済を保険事故として、中小企業事業は信用保証協会に対して保険金（代位弁済額の70%、80%又は90%）を支払います。

●回収金の納付

信用保証協会は、保険金の支払いを受けた後、代位弁済により取得した求償権の回収に努め、その回収があったときは、受領した保険金の割合に応じた金額を中小企業事業に納付します。

信用補完制度の流れ

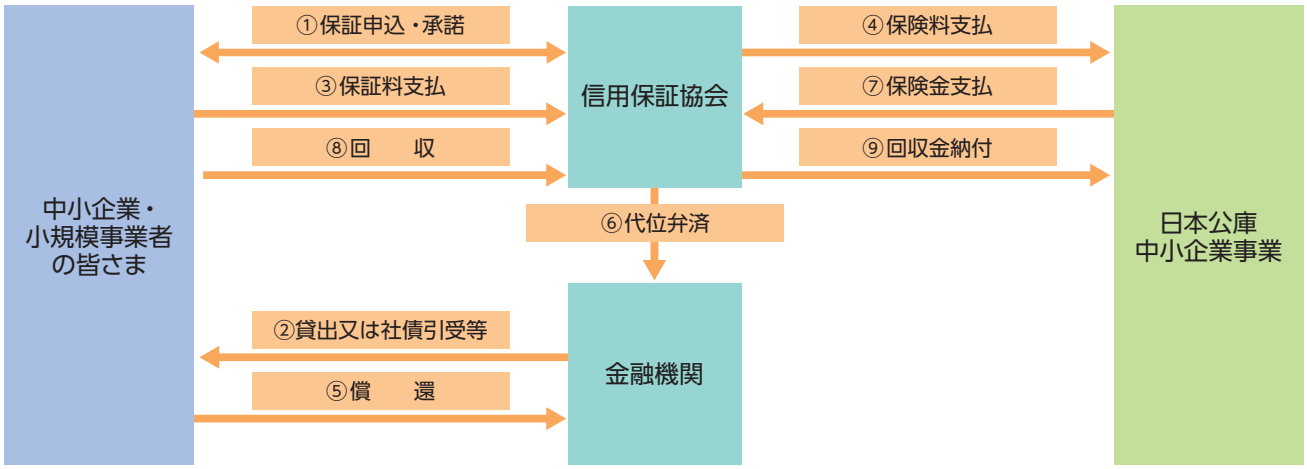

（注）①～⑤は、保証申込から償還までの流れを示しています。⑥～⑨は、事故が発生した場合における代位弁済以降の流れを示しています。

●一般関係保険

保険種類	対象企業者	対象資金	付保限度額	てん補率	保険料率(年)
普通保険	中小企業者(注1)	事業資金	2億円(組合4億円)	70%	0.25%～ 1.69%(注5)
無担保保険	中小企業者	事業資金(無担保)	8,000万円	80%	0.25%～ 1.69%(注5、6)
特別小口保険	小規模企業者(注2)	事業資金(無担保・無保証)	2,000万円	80%	0.40%
流動資産担保保険	中小企業者	事業資金(流動資産のみ担保)	2億円	80%	0.46%
公害防止保険	中小企業者	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.97%(注6)
エネルギー対策保険	中小企業者	エネルギー対策関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%(注6)
海外投資関係保険	中小企業者	海外投資関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%(注6)
新事業開拓保険	中小企業者	新事業開拓関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%(注6)
事業再生保険	再生中小企業者(注3)	事業再生資金	2億円	80%	1.69%(注6)
特定社債保険	中小企業者(注4)	事業資金	4億5,000万円	80%	0.25%～ 1.69%(注5)
特定支払契約保険	中小企業者	特定支払債務	10億円	70%	0.25%～ 1.69%(注5)

(注1)資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下の会社並びに従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の会社、個人及び特定非営利活動法人(会社及び個人のうち、旅館業等を行うものは政令で定める資本金額・従業員数以下)並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うものをいいます。
(注2)従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人及び特定非営利活動法人(会社及び個人のうち、宿泊業等を行うものは政令で定める従業員数以下)並びに事業協同小組合等であって特定事業を行うものをいいます。このうち、省令で定める要件を備えているものが特別小口保険の対象企業者となります。
(注3)中小企業者のうち、再生計画又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないもの等をいいます。
(注4)特定社債保険の対象となる中小企業者については、省令で定める要件を備えていることが必要です。
(注5)中小企業者の財務内容その他の経営状況に応じた9区分の料率となっています。
(注6)省令で定める一定の要件を備えている法人であって保証人を提供しない場合は、0.0625%を加算した保険料率となります。

●特例措置

特例措置とは、特定の政策目的を推進するために設けられているもので、一般の保険に比べ保険条件が優遇されています。

令和6年3月31日現在、56種類の特例措置が設けられており、これらの特例措置をタイムリーに実施することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまの緊急の資金調達を支援しています。

信用保証協会に対する貸付

中小企業事業は、信用保証協会に対する貸付を行い、信用保証協会が当事業からの借入金を地方公共団体からの借入金などとともに金融機関に預託することにより、金融機関による中小企業・小規模事業者の皆さまに対する信用保証付き貸出しの促進などを図ることとしています。

破綻金融機関等関連特別保険等業務

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、信用保証協会が行う破綻金融機関等の融資先である中堅企業の皆さまの金融機関からの事業資金の借入に係る債務の保証(中堅企業特別保証)についての保険を行うものです(平成10年12月業務開始)。

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、中小企業信用保険の対象とならない中堅企業の皆さまに対しても信用保証協会の保証を利用して資金調達を行う途を開き、取引先金融機関の破綻により金融取引に支障が生じている中堅企業の皆さまの資金調達をバックアップしています。

機械保険経過業務

平成15年4月、「機械類信用保険法」(昭和36年法律第156号)が廃止されたことに伴い、平成15年度から機械類信用保険の新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納などの業務(機械保険経過業務)を行っています。

証券化支援業務

■証券化の手法を活用し、中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給を積極的に支援しています。

証券化支援業務の特徴

- 証券化の手法を活用して、民間金融機関等による中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給、中小企業者の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。
- 中小企業事業が信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担することにより、民間金融機関等にとって利用しやすい仕組みを提供しています。
- 中小企業CLOの組成により、証券化市場の育成・発展に貢献しています。

買取型

買取型には、証券化を前提とした中小企業者の皆さまへの無担保貸付債権等を複数の民間金融機関等から中小企業事業が譲り受け証券化するキャッシュ方式とCDS契約(注)を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転するシンセティック方式があります。分散効果や規模のメリットによるリスクの低減を図り、単独での証券化が困難な地域金融機関等の中小企業者の皆さま向けの貸付債権等の証券化を促進するものです。

(注)クレジット・デフォルト・スワップ契約の略。債権自体を移転することなく信用リスクのみを移転するクレジット・デリバティブ取引の一種。参照債務(ここでは中小企業者の皆さま向け無担保貸付)にデフォルトが発生した場合、あらかじめ合意した内容により、契約当事者の一方が相手方に対して損害補填金を支払うことを約し、その対価として相手方から保険料(プレミアム)を受け取る契約。

証券化支援業務[買取型(シンセティック方式)]の仕組み

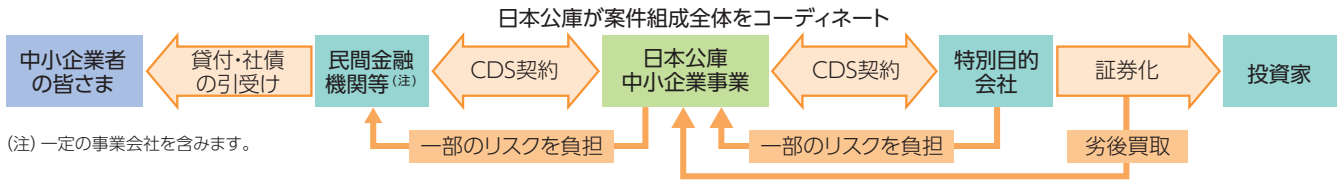

(注)一定の事業会社を含みます。

保証型

保証型は、証券化を前提とした民間金融機関等による中小企業者の皆さまへの無担保貸付債権等に対して、中小企業事業が部分保証(上限7割)を行う、又は証券化商品の保証を行うことで、民間金融機関等のリスクを軽減し、民間金融機関等が自ら行う中小企業者の皆さま向けの貸付債権等の証券化等を支援・促進するものです。

証券化支援業務[保証型]の仕組み

(注)一定の事業会社を含みます。

実績資料

●融資業務の状況

融資残高の推移

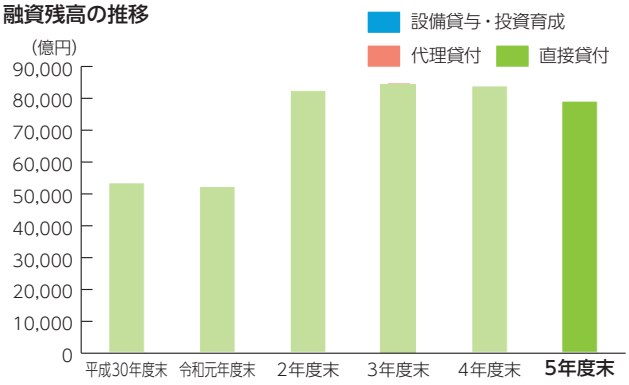

(億円)

	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
直接貸付	53,215	52,037	82,145	84,296	83,631	78,843
代理貸付	49	41	34	30	25	20
設備貸与・投資育成	4	2	0	0	0	0

融資実績の推移

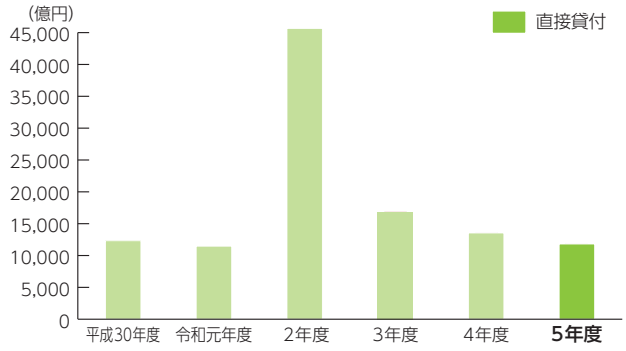

(億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
直接貸付	12,331	11,474	45,648	16,873	13,551	11,820
代理貸付	0	0	0	0	0	0
設備貸与・投資育成	0	0	0	0	0	0

業種別融資残高（令和5年度末）

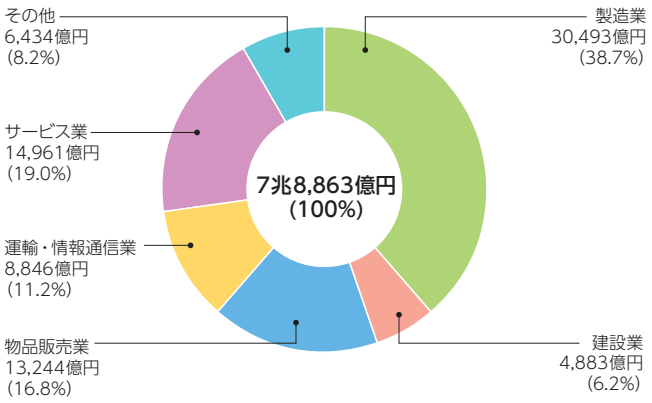

（融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。）

地域別融資残高（令和5年度末）

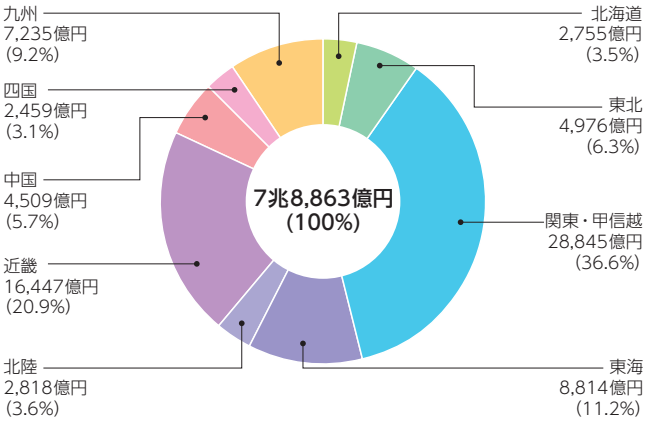

（融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。）

設備・運転資金別の融資残高（令和5年度末）

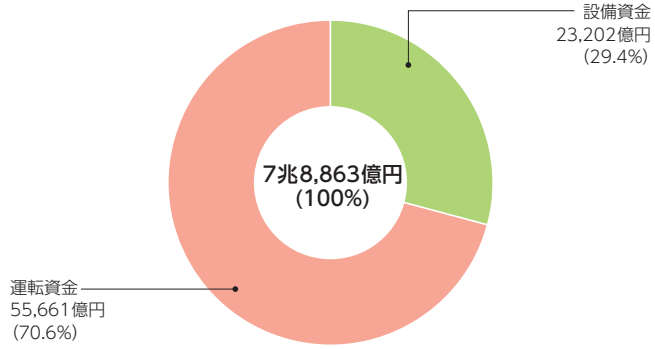

（融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。）

(参考) 中小企業向け融資残高に占める日本公庫の割合

(令和5年度末)

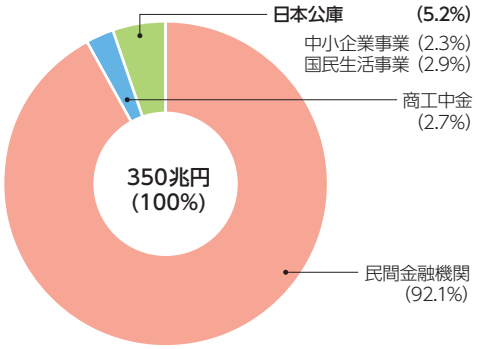

(注) 1.日本公庫中小企業事業の融資残高は、総融資残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものです。
2.日本公庫国民生活事業の貸付残高は、普通貸付と生活衛生貸付の合計としています。
3.商工中金の貸付残高には、オフショア勘定にかかる貸出金及び信用組合代理貸を含みません。
4.民間金融機関の貸付残高は、都銀、信託銀、地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合の合計です。

(資料) 日本銀行「現金・預金・貸出金」ほか

●信用保険業務の状況(中小企業信用保険)

業種別の保険引受残高 (令和5年度末)

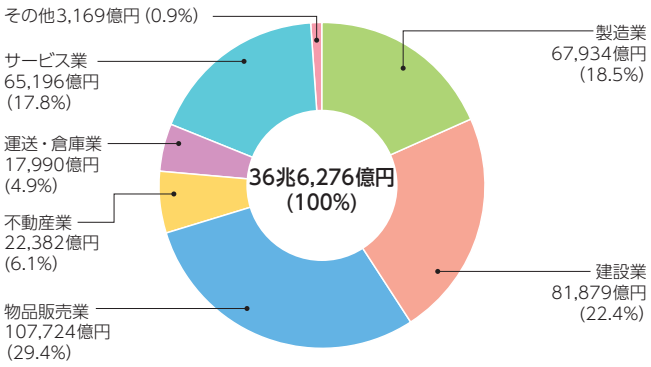

地域別の保険引受残高 (令和5年度末)

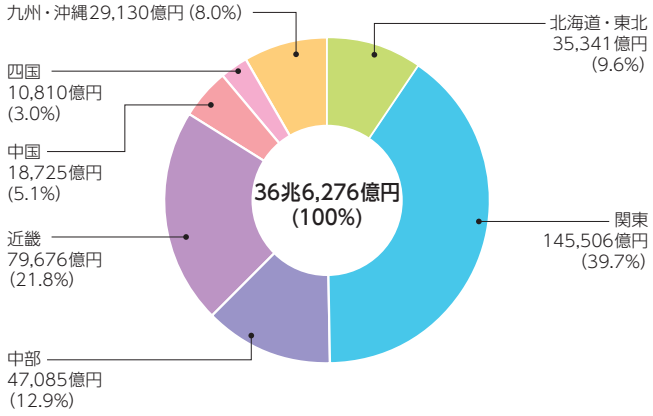

従業員規模別の保険引受残高 (令和5年度末)

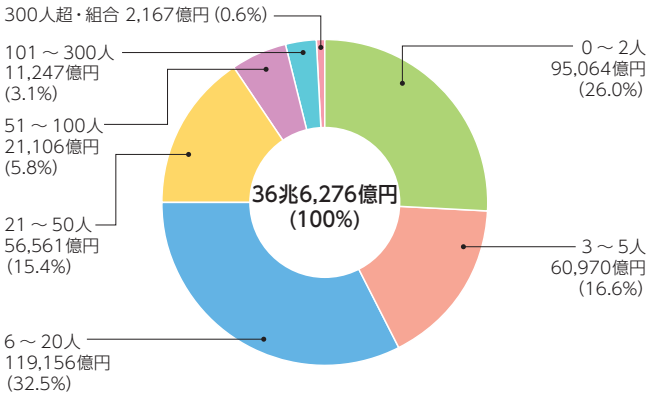

金融機関業態別の保険引受残高 (令和5年度末)

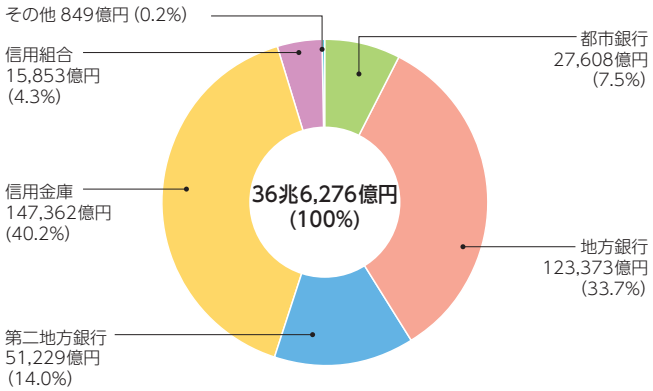

●証券化支援業務の状況(買取型及び保証型)

業種別の資金供給状況 (平成16 ～令和5年度)

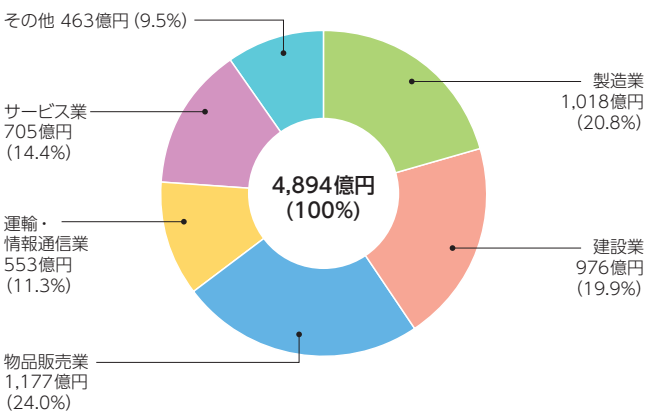

地域別の資金供給状況 (平成16 ～令和5年度)

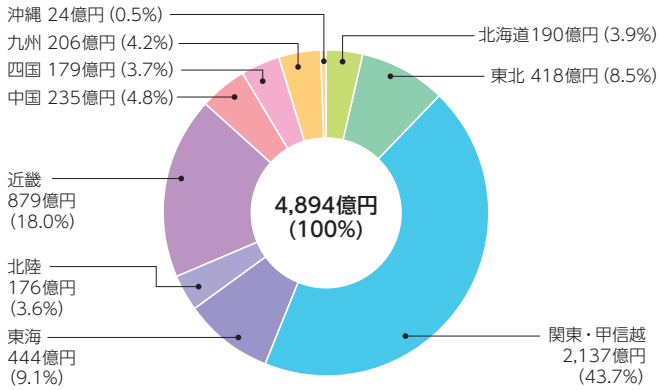

店舗地図

日本公庫中小企業事業では、以下の支店（赤文字）でご融資の相談を承っているほか、事業資金相談ダイヤルにおいても電話相談を承っています。

また、それ以外の支店（黒文字）でも、中小企業事業の専門職員が定期的に出張するなど融資制度の情報提供を行っています。

詳しくはお近くの中小企業事業の窓口へお問い合わせください。

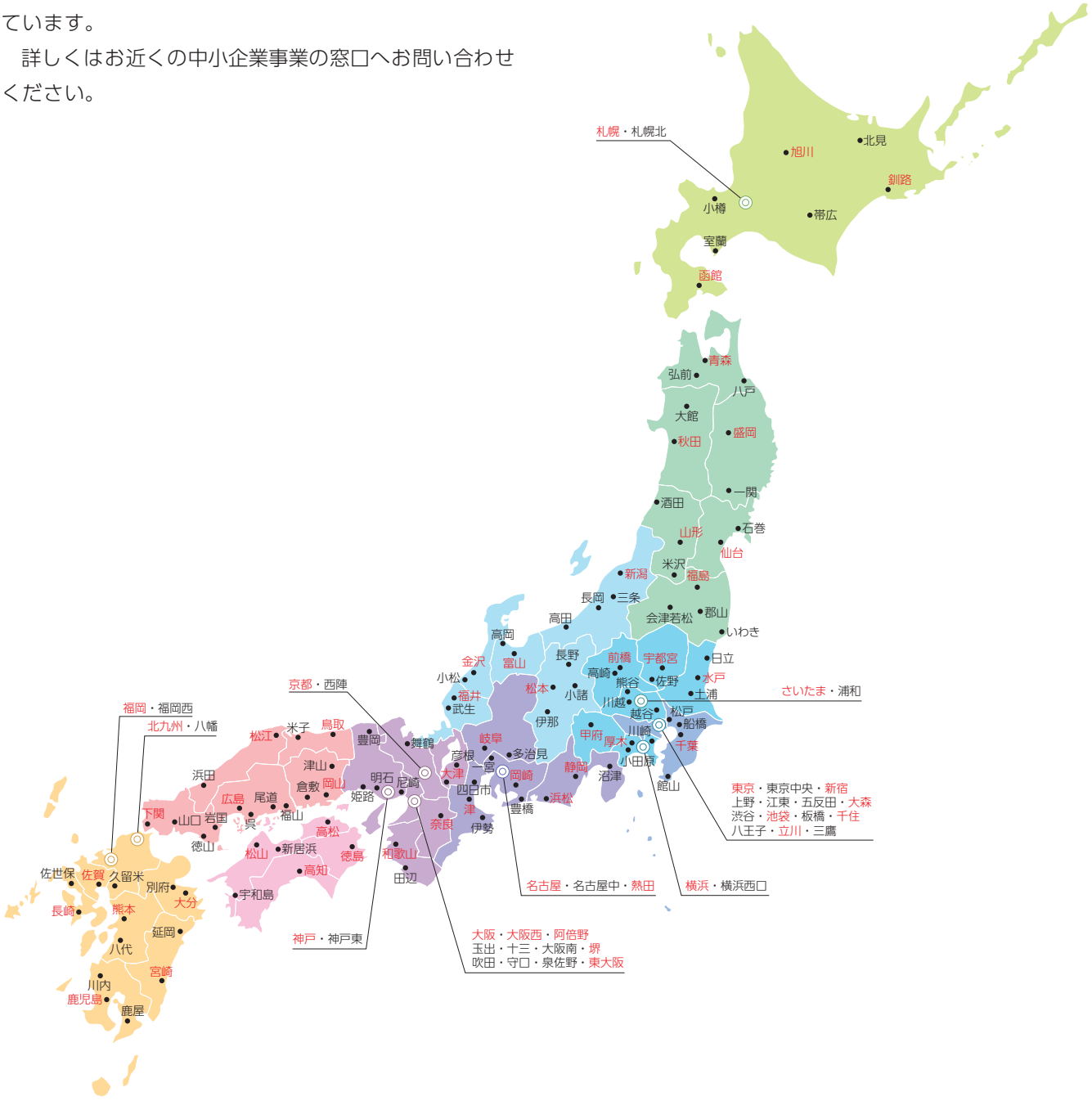

※赤文字は、中小企業事業の専門職員が常駐する支店（令和６年７月現在）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505（行こうよ！公庫）

上海駐在員事務所：	（連絡先）86-21-6275-8908
バンコク駐在員事務所：	（連絡先）66-2-252-5496
ホーチミン駐在員事務所：	（連絡先）84-28-3535-8921

日本政策金融公庫

令和6年7月発行

この冊子は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）
に定められた環境物品の基準に適合する再生紙を使用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮した植物油インキを使用しています。